一般特恵関税マニュアル

令和5年7月

東京税関業務部総括原産地調査官 関税局業務課監修

目 次

第1部 特恵関税制度の解説
I. 特恵関税制度の経緯······2
Ⅱ. 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
Ⅲ.特恵受益国等⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯2
(1)特恵関税の受益国及び地域・・・・・・・・・・・・・2
(2)特別特恵受益国·······2
Ⅳ.特恵関税の対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)農水産品·······3
(2)鉱工業産品······3
(3) 一般特恵対象品目の関係図3
(4)特別特恵関税対象品目の関係図4
Ⅴ.特恵関税の適用除外措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)全面適用除外措置(全面卒業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)部分適用除外措置(部分卒業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)国別・品目別特恵適用除外措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国の取扱い5
(5)その他・・・・・・5
Ⅵ. 特恵関税適用停止の方式6
Ⅷ. 原産地認定基準⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯7
(1)完全生産品·······7
(2)実質加工品······8
Ⅷ. 自国関与基準······11
IX. 累積原産地制度····································
X. 運送要件······13
XI. その他······14
XII. 参考(資料)
「特恵関税制度の概要(法体系)」16
「特恵受益国及び地域一覧表」17
「一般特恵に係る原産地の認定方法フローチャート」

第2部 特恵関税適用に係る事務手続
I . 特恵原産地証明書の取得····································
(1)様式20
(2)発給の時期
(3)発給機関························20
(4)記載事項の確認等21
(5)特恵原産地証明書の記載内容の修正21
Ⅱ. 原産地が明らかであると認めた物品の取扱い21
Ⅲ. 少額貨物に係る特恵原産地証明書の取扱い24
IV. 特恵原産地証明書の提出猶予の取扱い24
V. 事後確認手続き····································
第3部 特恵関税実務事例編
I. 特恵原産地証明書の様式等31
Ⅱ. 原産地認定基準34
【実質的変更基準】34
【自国関与】40
【累積原産地制度】44
Ⅲ. 運送要件45
Ⅳ. 仲介貿易・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V. 特恵原産地証明書の発給日······5
【事後発給】52
【事前発給】55
VI. 特恵原産地証明書の提出猶予·······56
Ⅷ. 特恵原産地証明書の有効期間57
Ⅷ. 少額貨物
IX. 特恵原産地証明書の記載不備······62
X. その他·······67
[参考]
特恵関係様式71
一般特恵関税制度 (GSP) における税関以外の原産地証明書発給機関 86
不備のある一般特恵 (GSP) 原産地証明書等の取扱い

【 本マニュアルについて 】

一般特恵関税マニュアルは、一般特恵に関する実務を行うにあたって、一般特恵の制度及びその事務 手続き等についての理解の手助けになることを目的に作成したものです。構成として、第1部で特恵関 税の制度について解説し、第2部で特恵関税適用に係る事務手続きについて解説し、第3部の「特恵関 税実務事例編」では個別事例について紹介しています。

【 注意事項 】

- ・本マニュアルは、一般特恵の制度やその事務手続き等の理解を手助けするための参考であり、実務に 当たっては、関税暫定措置法、施行令、施行規則、基本通達などの関係法令等の関連する各規定を参照 するとともに、事前教示制度を活用してください。
- ・本マニュアルの内容は、令和4年4月時点のものです。

【 一般特恵原産地規則に関する問い合わせ先 】

各税関原産地規則担当部門連絡先

函館税関 \cdots 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 5 東京税関 03-3599-6527横浜税関 $\cdots 045-212-6174$ 名古屋税関 052-654-4205大阪税関 06-6576-3196神戸税関 \cdots 078-333-3097 門司税関 $\cdots 050-3530-8369$ 長崎税関 $\cdots 095-828-8801$ 沖縄地区税関 098-943-7830

税関ホームページ 原産地規則ポータル https://www.customs.go.jp/roo/index.htm

事前教示制度について

【概要】

輸入関係者が、原則として文書により、輸入を予定している貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)について税関に照会を行い、その回答を文書により受けることができる制度です。

【メリット】

一般特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、 販売計画等が立てやすくなります。また、輸入申告時に貨物の原産地が判明しているため、輸入通関を よりスムーズに行うことができます。また、税関が発出した回答書の内容は、発出後3年間、輸入申告 時の審査の際に尊重されます(法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除く)ので、安定的な取り 扱いが確保されるなどの利点があります。

※口頭(電話や税関の窓口)での照会・回答の場合には、輸入申告時の審査の際に尊重される取り扱いは行われないのでご注意ください。より正確を期すためには文書による照会をお勧めします。

【利用方法等】

文書による事前教示の照会は、必要事項(原材料、その関税率表番号・原産地等)を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(税関様式C第1000号-2)1通と参考となる資料(原材料明細表、製造工程表、見本等)を、主要な輸入予定地を管轄する税関に提出してください。照会を受けた税関は、提出された照会書等の情報を基に検討を行い、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(税関様式C第1000号-3)をお渡しします。税関では、照会を受理してから30日以内に回答が行われるよう努力しております。

また、回答書に記載された内容について再検討を希望するものとして意見がある場合は、回答書の交付又は送達があった日の翌日から2か月以内に限り申し出ることができます。

なお、照会者及びその利害関係者が、照会貨物について不服申し立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分又は原産地に関する紛争等が生じている場合や、輸入申告中の貨物についての照会である場合等事前教示の趣旨に反する場合には、事前教示の照会・回答を行うことができません。

文書による事前教示の照会・回答内容は税関における取扱いの透明性及び輸入者等一般の予測可能性 を高めるため、原則として税関ホームページで公開されます (照会者名等は公開されません)。

※インターネットによる照会のうち、見本及び追加資料の提出等が不要であること等一定の条件を満たすものについては、文書による照会と同様、輸入申告の際に尊重される回答書を受け取ることができます。詳細については税関ホームページをご参照ください。

【税関ホームページ】

*事前教示制度(原産地関係)について https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm

第 1 部

特恵関税制度の解説

I. 特恵関税制度の経緯

一般特恵関税制度(GSP¹)は、最恵国待遇の例外として、先進国が、恩典的・片務的に、開発途上国の産品に対して一般の税率よりも低い特恵税率を適用する制度であり、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るために1968年(昭和43年)に国連貿易開発会議(UNCTAD²)で合意され、我が国においては、昭和46年(1971年)に創設された。

Ⅱ.制度の概要

我が国の特恵関税制度においては、特恵関税の適用を受けることができる国及び地域(以下「特恵受益国等」という。)、特恵関税対象物品、特恵関税を適用する場合の関税率等が、関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)、関税暫定措置法施行令(以下「暫定令」という。)、関税暫定措置法施行規則(以下「暫定規則」という。)等により規定されている。

(第1部21.の資料「特恵関税制度の概要(法体系)」参照。)

Ⅲ. 特恵受益国等

(1) 特恵関税の受益国及び地域(暫定法第8条の2第1項)

上記制度の対象国及び地域については、暫定法第8条の2第1項で「特恵受益国等」と定義されており、これは、

- ① 経済が開発途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であって
- ② 関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち
- ③ 当該便益を与えることが適当であるもの

を要件として、暫定令第25条第1項及び次の告示で指定された国及び地域をいう。

「関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及び口に規定する財務大臣が定める所得水準 並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規 定する特別特恵受益国を告示する件」

(令和5.3.31 財務省告示第87号)

(第1部21.の資料・「特恵受益国及び地域一覧表」参照。)

(2)特別特恵受益国(暫定法第8条の2第3項)

上記の特恵受益国等のうち、後発開発途上国(LDC³)に対しては、それ以外の特恵受益国よりもさらなる優遇(暫定法別表第5に掲げる物品以外のものについて、無税・無枠⁴)を措置している。

その対象国及び地域については、暫定法第8条の2第3項により、

- ① 特恵受益国等のうち
- ② 国際連合総会の決議により、LDCとされている国で
- ③ 特恵関税について特別の便益を与えることが適当であるもの

を要件として、暫定令第25条第5項及び次の告示で指定されている。

「関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及び口に規定する財務大臣が定める所得水準

 $^{^1}$ GSP= \underline{G} eneralized \underline{S} ystem of \underline{P} references の略。なお以降、本マニュアルで「特恵関税制度」と記載のある場合は、「一般特恵関税制度」をさす。

 $^{^2}$ UNCTAD= $\underline{ extsf{U}}$ nited $\underline{ extsf{N}}$ ations $\underline{ extsf{C}}$ onference on $\underline{ extsf{T}}$ rade $\underline{ extsf{a}}$ nd $\underline{ extsf{D}}$ evelopmentの略。

 $^{^3}$ LDC=Least Developed Countriesの略。

⁴ LDC無税・無枠措置:LDCからの産品に対して数量枠を設けずに関税無税を適用する措置。

並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別 特恵受益国を告示する件」

(令和5.3.31 財務省告示第87号)

(第1部XII.の資料・「特恵受益国及び地域一覧表」中で下線を付した国)

Ⅳ. 特恵関税の対象品目

(1)農水産品(第1類から第24類まで) (暫定法第8条の2第1項第1号)

農水産品については、特定の品目を選定(暫定法別表第2)し、その品目に対して特恵関税が供与されている(ポジティブ・リスト方式)(特別特恵受益国の産品については「特別特恵関税例外品目 (暫定法別表第5)」に定められた品目以外の品目について無税とされている。)。

適用される特恵税率は、品目ごとに本邦の農水産業に及ぼす影響等を考慮して個別に設定(暫定法別表第2の税率)されている。なお、特恵関税を適用した輸入によって本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、これを保護するため緊急に必要があると認められるときは、特恵関税の停止を定めたエスケープ・クローズを発動し、特恵関税の適用を停止することができることとされている。(詳細はVI. 特恵関税適用停止の方式を参照のこと。)

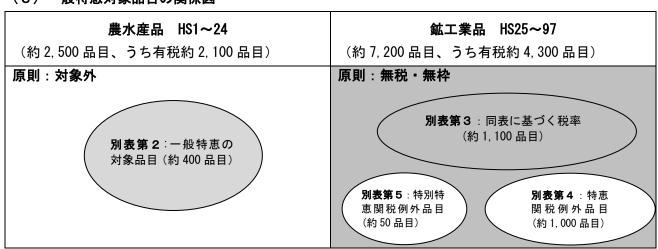
(2) 鉱工業産品(第25類から第76類、第78類から第97類まで)(暫定法第8条の2第1項第2 号、第3号)

鉱工業産品については、暫定法別表第4及び第5に掲げる品目を除き、原則としてすべての品目に 特恵関税が供与されている(ネガティブ・リスト方式)(特別特恵受益国の産品については「特別特恵 関税例外品目(暫定法別表第5)」に定められた品目以外の品目について無税とされている。)。

特恵関税例外品目は、国内産業保護等の観点から定められており、主な品目としては石油製品、合板等がある。

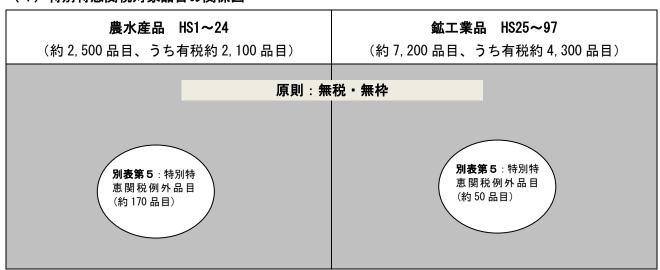
適用される特恵税率は、原則として無税とされている。しかし、国内産業の実情等からみて、特定品目(暫定法別表第3)については、実行税率に同表に定める係数(0.2, 0.4, 0.6, 0.8)を乗じた税率となっているとともに、特恵関税を適用した輸入によって本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、これを保護するため緊急に必要があると認められるときは、特恵関税の停止を定めたエスケープ・クローズを発動し、特恵関税の適用を停止することができることとされている。(詳細はVI. 特恵関税適用停止の方式を参照のこと。)

(3) 一般特恵対象品目の関係図



※色の付いている箇所が一般特恵(GSP)の対象 (品目数:9桁(細分)ベース)

(4) 特別特恵関税対象品目の関係図



※色の付いている箇所が特別 (LDC) 特恵税率の対象 (品目数:9桁(細分)ベース)

V. 特恵関税の適用除外措置(暫定法第8条の2第2項)

特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国等における経済発展の程度、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対するより一層の配慮、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国等については、特恵関税の適用対象から除外することとされている。

(1)全面適用除外措置(全面卒業)(暫定令第25条第3項)

次のいずれかの基準を満たす国・地域については、特恵適用の対象から除外する。

- ① 当該年度の前年までの3箇年の国際復興開発銀行が公表する統計(以下「世銀統計」という。)において同期間中連続して「高所得国」に該当すること
- ② 当該年度の前年までの3箇年の世銀統計において同期間中連続して「高中所得国」以上に該当すること、かつ、当該年度の前々年までの3箇年にWTOが公表する統計(以下「WTO統計」という。)において同期間中連続して世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること

(2) 部分適用除外措置(部分卒業)(暫定令第25条第4項の表の1の項)

特恵受益国等のうち、次の①イ又は口の基準を満たす国・地域及び②の基準に合致する品目に限定し、 特恵関税の適用除外が実施される。

- ① イ 後発開発途上国及び上記 V. (1) に規定する全面適用除外措置の対象となる国・地域を除き、 当該年度の前年に世銀統計において、「高所得国」に該当する国・地域
 - ロ 当該年度の前年の世銀統計において「高中所得国」に該当し、かつ、当該年度の前々年のW TO統計において世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国・地域
- ② 当該年度の前々年の輸入額が 10 億円超、かつ、同一物品の総輸入額に占める割合が 25%超であること

(3) 国別・品目別特恵適用除外措置(暫定令第25条第4項の表の2の項)

一の特恵受益国・地域(後発開発途上国を除く。)を原産地とする物品(以下「特定原産品」という。)であって、当該年度の初日を含む年の前々年(以下「当該年度の前々年」という。)までの3暦年の総輸入額が45億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の50%を超えるものは、特恵関税の適用対象から3年間除外する。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、除外しない。

- イ 当該3暦年の平均で、当該特定原産品の特恵適用輸入額が当該国・地域からの総特恵適用輸入額の25%を超える場合
- ロ 当該特定原産品の協定税率が無税とされている場合
- (注1)上記基準の判定については、当該年度の前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度 の前々年までの3暦年の統計による。
- (注2) 現在、国別・品目別特恵適用除外措置の対象品目はない。

(4) 特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国の取扱い

(暫定令第25条第4項の表の3の項)

経済連携協定(以下、「EPA」という。)等の国際約束により関税の譲許が定められている物品については、暫定令第25条第4項の表の3の項により、当該国際約束に基づく税率が、暫定法第8条の2第1項の規定による税率を超える場合を除き、特恵関税の便益を与えない(特別特恵の場合を除く。)。

- 〇EPA税率 > 一般特惠税率 ··· 一般特惠税率適用可能
 - *申告者が希望すればEPA税率は適用可能。
- OEPA税率 ≦ 一般特恵税率 ··· 一般特恵税率適用除外(EPA税率のみ)
 - *申告者が希望したとしても一般特恵税率の適用はない。

特別特恵受益国であるカンボジア、ミャンマー、ラオスの産品については、アセアン包括税率と特別特恵税率(税関ホームページ上の「実行関税率表」の「特別特恵 LDC」の行の税率)は併存しており、申告者が希望し、条件を満たせば、どちらの税率も適用可能である。

(5) その他(暫定令第25条第4項の表の4の項)

特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して特恵関税の便益を与えることが適当でないものとして財務大臣が認めるもの(暫定令第25条第4項の表の1の項から3の項までの中欄に掲げる物品を除く。)

VI. 特恵関税適用停止の方式

特恵関税制度においては、ある品目の輸入が特恵関税の適用により増加し、国内産業に損害を与える 等の事態が生じた場合で、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められる場合には、暫定法第 8条の3の規定に基づき、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定して特恵関税の適 用を停止することができるエスケープ・クローズ方式(緊急特恵停止措置)がとられている。

平成 19 年度関税改正において、「緊急特恵停止措置 (エスケープ・クローズ) の運用基準」(平成 19.3.31 財務省・農水省・経産省告示第 1号) により具体的な運用基準が明示された。

◎ 特別特恵関税と特別緊急関税等との関係

暫定法第7条の3及び第7条の4(特別緊急関税)又は第7条の6(豚肉の関税の緊急措置)の規定に基づく措置が発動された場合、特別特恵関税の適用はなく、当該措置に基づく税率が適用される(特別緊急関税については、関税割当又は国家貿易により輸入される場合を除く。)。

Ⅲ. 原産地認定基準(暫定令第26条第1項)

特恵関税は、特恵受益国等を原産地とする物品に限って適用される。このため、特恵関税の適用を受けようとする物品が特恵受益国等の原産品であるかどうかを認定するための原産地認定基準が定められている。

原産地認定基準には、(1)完全生産品と(2)実質的加工品の2つがある。

(1) 完全生産品(原産地証明書第8欄(原産地基準)に "P" と記入されている。)(暫定規則第8条)

ある輸入貨物が一つの特恵受益国等において完全に生産された物品であった場合には、その特恵 受益国等の原産品と認められる。

具体的には暫定規則第8条各号のいずれかに該当すればよい。

(完全に生産された物品の指定)

暫定規則第8条

- 1. 一の国又は地域(法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。)において 採掘された鉱物性生産品
- 2. 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
- 3. 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限る。)
- 4. 一の国又は地域において動物(生きているものに限る。)から得られた物品
- 5. 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
- 6. 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- 7. 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- 8. 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
- 9. 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず
- 10. 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

(原産地認定の基準)

関税暫定措置法基本通達8の2-3(以下「暫定法基本通達」という。)

- (1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。
- (2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。
 - イ 特恵受益国に登録されていること。
 - ロ 特恵受益国の国旗を掲げて航行していること。
 - ハ 特恵受益国、その国民又は当該特恵受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあっては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特恵受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあっては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特恵受益国又は当該特恵受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。
 - ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特恵受益国の国民で構成されていること。
 - ホ 船員の75%以上が当該特恵受益国の国民で構成されていること。

(2) 実質加工品(原産地証明書第8欄(原産地基準)に "W" とHS4桁が記入されている。)(暫定規則第9条)

ある輸入貨物が、当該特恵受益国等の完全生産品でなくとも、他の国の物品をその原料又は材料の全部又は一部とし、これに実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品であった場合には、完全生産品と同様に当該特恵受益国等の原産品と認められる。

「実質的な変更を加える加工・製造」とは、特恵税率の適用を受けようとする物品が該当するHS 4桁と当該物品の生産に使用された非原産材料の該当するHS 4桁が異なる(項の変更)加工・製造である。なお、暫定規則別表(第9条関係)に掲げられた物品については、同表下欄に規定する原産品としての資格を与えるための条件を満たしていれば、項の変更あるなしにかかわらず、暫定令第26条第1項第2号に規定する加工・製造となる。

ただし、以下に該当する場合は、項の変更があっても、あるいは暫定規則別表(第9条関係)の基準に該当しても、暫定令第26条第1項第2号に規定する実質的な変更を加える加工・製造とは認めない(暫定規則第9条第1項ただし書)。

- (1) 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- (2)単なる切断、選別
- (3) 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- (4) 改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しく は添付すること
- (5) 非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること
- (6)(1)~(5)から成る操作

参考:実質的な変更を加える加工又は製造の例(暫定規則第9条及び同別表)

(1) 項の変更があるだけでは、実質的変更があったと認められない場合

関税定率法 別表の番号	生	産 物	さ	れ 品	た	原産品としての資格 を与えるための条件
第7類	食用の野菜、根及び塊茎					第7類に該当する物品以外の物品か らの製造

この例の場合、例えば、第07.04項のキャベツ(生鮮のもの)を他の国又は地域から輸入して、キャベツを第07.12項の乾燥野菜に加工しても暫定規則別表(第9条関係)の下欄の条件を満たしていないので実質的変更をもたらしたものとは認められず、当該特恵受益国等の原産品であるキャベツから製造されなければならない。

(2)項の変更の有無にかかわらず、暫定規則別表(第9条関係)の要件を満たすことにより 実質的変更があったと認められる場合

関税定率法	生 産 さ れ た	原産品としての資格
別表の番号	物品	を与えるための条件
96.03	ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部	
	分品として使用するブラシを含	
	む。)、動力駆動式でない手動床掃除	
	機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき	
	又はブラシの製造用に結束し又は房	
	状にした物品、ペイントパッド、ペイ	
	ントローラー並びにスクイージー	
	(ローラースクイージーを除く。) の	
	うち	
	ほうき及びブラシ (第 9603. 10 号に	第 96.03 項に該当する物品以外の物
	該当するものを除く。)並びにペイ	品からの製造(非原産品割合が 50%
	ントローラー、スクイージー及びモ	以下となる製造に限る。)
	ップ	
	動力駆動式でない手動床掃除機	第 96.03 項に該当する動力駆動式で
		ない手動床掃除機以外の物品からの
		製造

この例の場合、当該特恵受益国等において、他の国又は地域から輸入したブラシ(第96.03項)を用いて、同じ関税定率法別表の項に属する動力駆動式でない手動床掃除機(第96.03項)を製造した場合にも項の変更はないが、実質的変更があったものとして認めるというものである。

(3) 使用した非原産品の価格が生産された物品の価格に占める割合により実質的変更があったと認められる場合

	4L + L L	FARLLOWN
関税定率法	生産された	原産品としての資格
別表の番号	物品	を与えるための条件
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、	使用した非原産品のうち、生産された
	測定機器、検査機器、精密機器及び医	物品と異なる関税定率法別表の項に属
	療用機器並びにこれらの部分品及び	するものの価格の生産された物品の価
	附属品(第90.01 項又は第90.30 項	格のうちに占める割合が 40%以下とな
	に該当する物品を除く。)	り、かつ、生産された物品と同じ関税定
		率法別表の項に属するものの価格の生
		産された物品の価格のうちに占める割
		合が5%以下となる製造

非原産品である眼鏡フレームの部分品(鼻あて等)と青銅の薄板を使用して、眼鏡フレームを製造した。この場合の原産地の認定は、図(次頁)のようになる。

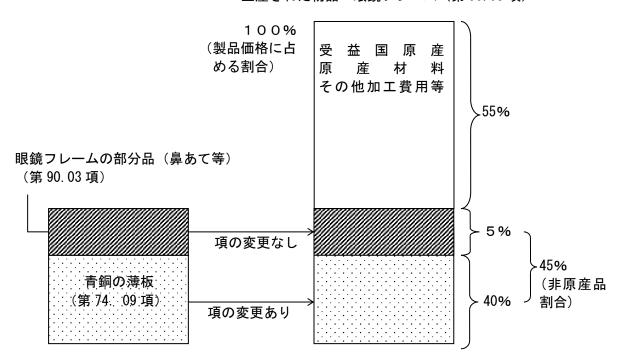
完成された眼鏡フレームの税番は第90.03項であるが、それを製造するに当たって

当該税番と同じ眼鏡フレームの部分品(斜線部分)と異なる税番(第74.09項)である青銅の薄板(点線部)とを他の国から輸入して使用する。

この場合、眼鏡フレームの部分品が製品価格に対し5%(以下)であり、かつ、青銅の薄板が製品価格に対し40%(以下)である場合には、原産品としての資格が与えられる。

図:眼鏡フレームの原産地の認定

生産された物品 眼鏡フレーム (第90.03項)



(注) 暫定規則別表(第9条関係) 備考一

- (三)「非原産品の価格」とは、非原産品の特恵受益国に輸入された際の課税価格(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定に基づいて計算される価格(当該非原産品が当該特恵受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。)又はこれに準ずる価格)をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特恵受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
- (四)「生産された物品の価格」とは、特恵受益国から輸出される物品の当該国の輸出港に おける本船甲板渡し価格(輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内国消費税の 額を除く。)又はこれに準ずる価格をいう。
- (五)「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された 物品の価格のうちに占める割合をいう。

Ⅲ. 自国関与基準(暫定令第26条第2項)

一の特恵受益国等において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特恵受益国等の完全生産品とみなした場合に、前記WI (1)又は(2)に掲げる物品に該当することとなる物品は、その特恵受益国等の原産品として取り扱われる。

ただし、次の要件を満たす必要がある。

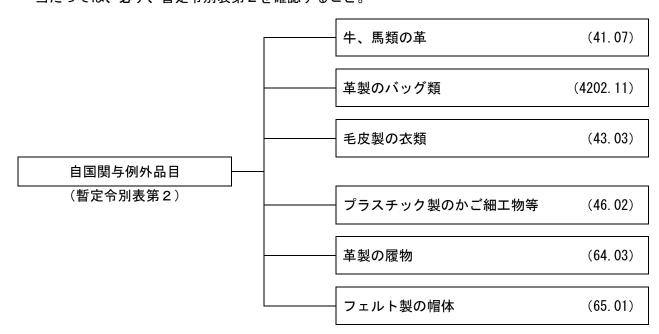
- (イ) 自国関与例外品目(毛皮製品等)に該当しないこと(暫定令別表第2)。
- (ロ)特恵原産地証明書の他に、必ず「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書」(以下「ANNEX」という。)を取得し、税関に提出すること。なお、自国関与品については、ANNEX番号が、特恵原産地証明書の第4欄(公用欄)に記載されていることを確認しなければならない。(暫定令第30条第1項、暫定規則別紙様式第2、暫定法基本通達8の2-12(1))

例えば、我が国に輸入される製品Aについて、部分品の全部がトルコ製ではない場合には実質的変更基準を充たすか否かを判定することとなる。しかし、本品の部分品のうち我が国から輸出されたものは、自国関与制度の枠組みの下ではトルコの完全生産品とみなされるため、当該部分品のすべてが日本から輸出されたものである場合は、本品全体が同国の完全生産品となり、部分品の価格割合を考慮する必要はない。



特に、暫定令別表第2に掲げる品目(例えば、革製の履物等)については、<u>自国関与例外品目となっていることからANNEXが添付されている場合であっても、自国関与基準は適用できないので注意する必要がある。</u>

(注)下記の品目は、理解を容易にするために代表的な品目の一部を掲げたものであり、実際の適用に 当たっては、必ず、暫定令別表第2を確認すること。



IX. 累積原産地制度(暫定令第26条第3項)

暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国(インドネシア、フィリピン及びベトナムの3か国をいう。以下同じ。)内で生産された物品については、累積原産地制度が適用される⁵。

この制度は、東南アジア諸国のうち2以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国全体を一の国とみなして前記WI. 及びWI. の原産地基準(完全生産品としての基準、実質的変更基準及び自国関与基準)を適用するものである。

この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は、他の東南アジア諸国の 完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、他の東南アジア諸国 において行われたものとみなされることになる。

具体的には、実質的変更基準の適用上、次のような効果が生じる。

- (1) 非原産品割合の算定においては、次に掲げる物品は非原産品として取り扱われない。
 - イ、最終的な物品の原料又は材料として使用される東南アジア諸国の完全生産品
 - ロ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される、本邦から自国関与制度の枠組みの下で東南アジア諸国に輸出された物品
 - ハ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される、前記イ及び口に掲げる物品のみから成る物品
- (2)加工・製造の工程については、生産にかかわった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を満たせば、原産品としての資格が付与される。なお、この場合において、この累積原産地制度により特恵関税が適用される物品の原産地は当該物品を本邦へ輸出する国となるため、当該国の発給機関が発給した原産地証明書の提出が必要となるので留意すること。
- (3) 累積原産地制度の適用を受けようとする場合は、特恵原産地証明書の発給機関により証明された「累積加工・製造証明書」(暫定規則別紙様式第3)を取得し、税関に提出する必要があるほか、当該特恵原産地証明書の「第4欄公用欄」に「累積加工・製造証明書」の番号を記載しなければならない。(暫定法基本通達8の2-13(1))
- (4) 累積原産地制度の適用を受ける東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部 又は一部として生産された物品について、特恵関税の適用を受けようとする場合には、必要事項を累 積加工・製造証明書に併せて記載し、これと原産地証明書を税関に提出することとされており、前記 「自国関与基準」の「ANNEX」の提出を要しないので留意すること。(暫定法基本通達8の2 -14)

(累積加工・製造証明書の記載例)

Products (Materials) Products (原材料) (製品) Description Value Producing Description Quantity Producing Quantity Value Country (品名) (数量) (価額) Country (品名) (数量) (価額) (生産国) (生産国) 自国関与基準及び累積原産地制度の両方を適用する場合は、日本から輸出した材 料も併せて累積加工・製造証明書に記載する。(「ANNEX」の提出を要しない。)

⁵ ここでいう「累積原産地制度」は、アセアン包括協定のもとでの累積とは異なる概念であることに留意する。

(参考) 経済連携協定と累積原産地制度の関係

暫定令第25条第4項の表の3の項により、日本に輸入される品目ごとに設定された一般特恵による適用税率がEPA特恵税率と同じ又は高い場合、一般特恵税率の適用が除外される結果、累積原産地制度の適用もない。

なお、一般特恵税率がEPA特恵税率より低い一般特恵税率適用対象品目については、引き続き累 積原産地制度の適用を受けることが可能である。

X. 運送要件(暫定令第31条)

特恵関税の適用を受けるためには、以下の運送要件のいずれかを満たす必要がある。

- (1) 原産地である特恵受益国等からその他の国又は地域(以下「非原産国」という。)を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること(直接運送)。
- (2)原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経由が非原産国において運送上の理由による積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。
- (3) 原産地である特恵受益国等から非原産国において博覧会、展示会その他これらに類するもの (以下「博覧会等」という。) に出品するため又は一時蔵置するため輸出され、その後、当初に おける特恵受益国等の輸出者により、その非原産国から(1)又は(2)に準ずる運送方法で日 本向けに輸出されること。

ただし、(2)又は(3)に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保 税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。

なお、(2)又は(3)に該当する場合には、輸入申告等に際し

- ① 原産国から我が国の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
- ② 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が 発給した証明書
- ③ ①又は②に掲げる書類以外の書類で税関長が適当と認めるもののいずれかの書類の提出が必要である(課税価格の総額が20万円以下の物品を除く。)。
 - (注) これらの書類の提出が困難であると認められるときは、特恵原産地証明書第3欄に積替地等の記載があることをもって、書類の提出があったものとして取り扱う(暫定法基本通達8の2-1 (1) ホ)

XI. その他

近年における一般特恵原産地規則の改正の経緯は以下のとおり。

- 1. 平成23年度における改正点
- (1) 繊維製品に関する原産地規則の緩和
- ① 繊維製品を自国関与制度の対象に

繊維製品(第50類から第63類まで)に自国関与制度を導入することで、我が国から輸出した産品については、品目別規則(暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件)を適用する必要がなくなり、原産品としての資格が得やすくなった。ただし、輸入申告の際に、原産地証明書に、「ANNEX」を添付しなければならない。

② ニット製品の品目別規則を3工程から2工程に

ニット製品(第61.13項を除く第61類の産品)について、改正前は特恵受益国等で羊毛等の繊維等から製造する必要があったが、糸から製造する場合でも原産品となることとなった(第61.13項の規則は改正前から2工程)。

③ 繊維製品に僅少の非原産材料(デミニミス)の導入

繊維製品(第50類から第63類まで)に対し、これらの類の品目別規則を満たさない非原産材料が僅少(当該非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下)である場合、当該非原産材料は、品目別規則の適用に当たって考慮しないこととした。

(2) 暫定規則別表 (第9条関係)に係る規定の明確化

暫定規則別表の解釈という形で取り扱っていたものを規則別表に明記することで明確化を図った。

① 繊維製品に対する規則別表の適用対象原料の明確化

繊維製品(第61類から第63類まで)の産品に対して規則別表を適用する際、産品の生産に使用された材料であって第50類から第63類までの各類に分類されないものは繊維製品を含むか否かを問わず、考慮しないこととした。

- ② 規則別表の規定が非原産材料のみに適用されることを明記 規則別表を適用する際、非原産材料のみに適用するか否か明確でなかったところ、これを明確化 した。
- ③ 品目別規則の適用対象原料の明確化

規則別表の規定のうち、農産品に係る規定の多くは、製造の出発原材料について規定しており、規定されていない原材料の扱いについて、明確でなかったので、同別表の対象とする原材料を明確化した。

2. 平成27年度における改正点 (ニット製品 (第61類) に係る原産地規則の緩和)

ニット製品(第 61 類の産品)については、特恵受益国において糸から製造する(生地の製造、縫製の2工程を経る)場合に当該国の原産品としての資格が与えられていたが、平成 27 年 4 月から、特恵 受益国において生地から製造する(縫製の 1 工程を経る)場合でも原産品としての資格が与えられることとなった。

3. 平成30年度における改正点(特恵適用貨物に対する事後確認手続の規定の整備)

近年、輸入通関時の審査や輸入者への調査を行った結果、本来は特恵受益国原産品でないにも関わらず、偽って輸入する迂回事例や、当該物品の生産において原産地規則を満たさない第三国の材料を使用していることが明らかになる特恵適用を誤った事例が見られる。これまで、関税法第 105 条の税関職員の一般的な調査権限等に基づき、法令上可能な範囲内で事後確認を実施してきたが、特恵関税制度の適正な利用を確保するため、事後確認手続及び特恵否認要件(特恵受益国の協力が不十分な場合等)に係る規定を整備し、より確実に事後確認を実施していくこととなった。

16

Ⅲ.参考(資料)

特恵関税制度の概要 (法体系)

				熚] 税 暫 定 措 置 法						行思労忱耐及の恢安(法1 男 税 暫 定 措 置 法 施				関	科	暫	定 措 置 法 施 行 規	
条	の	項	号			参考	条	項	号	段	X 11 		条	の			段		参考
	2	1			特恵受益国の指定要件、特恵関税の適用期限		25	1			特恵受益国等の指定	令和 5, 3, 31 財務省告示第 87 号	7	4	1			所得額に関する統計	
	2	1	1		農水産品(特恵関税適用品目)	別表第二	25	2		1	特恵受益国等の指定に係る外務大臣等との協力	Marie et al. Millia Edit Miles (1	7	4	2			輸出額の割合	
_	2	1	2		鉱工業産品等(特恵関税適用品目)	別表第三	25	3			特恵受益国の卒業要件		7	5				物品の区分	
	2	1	3		鉱工業品(特惠関税例外品目)	別表第四	25	4			特恵関税の便益を与えない物品の指定		8	-	1			完全生産品の規定	令 26-1-1
		2	J		産品の競争力に基づく特恵関税の適用除外	maxam	25	5		-		令和 5. 3. 31 財務省告示第 87 号	8	-	1	1		ルエエ座品のパルと 一国において採掘された鉱物性生産品	13 20 1 1
_		3			特別特恵受益国の指定要件、特別特恵税率	別表第五	25	6			特別特恵受益国の指定に係る外務大臣等との協力	11410:0:01 MINE EDIVISION 7	8		1	2		一国において収穫された植物性生産品	
	_	4			政令委任規定	MANAGE I	25	7			特別特恵受益国等の卒業要件		8		1	3		一国において生育した動物(生きているもの)	
	3	1			特恵関税の適用停止の原則		25	8			指定等の公示		8		1	4		一国において動物(生きているもの)から得た物品	
_	-	2			特別特恵受益国の場合の8の3-1の読替		26	1		-	原産地の意義		8	1	1	5		一国において狩猟・漁猟により得られた物品	
	4	1			原産品であることの確認方法		26	1	1		原産地の認定基準(完全生産品)		8		1	6		公海等で採捕した水産物	
_	4	1	1		輸入者への資料提供要請		26	1	2	1	原産地の認定基準(加工・製造品)		8		1	7		8-1-6 を原料・材料とした物品	
_	4	1	2		権限ある当局、輸出者、生産者への資料提供要請		26	2		1			8		1	8		一国において使用済みの物品で、原材料の回収用のもの	
	4	1	3		輸出者又は生産者への実地調査		26	2	1	-	自国関与分の加工・製造国完全生産品のみなし規定	1112712	8	-	1	9		一国において製造の際に生じたくず	
	4	1	4		権限ある当局による検査への立ち合い		26	2	2	1	自国関与分の加工・製造国生産品のみなし規定		8		1	10		8-1-1~9 を原材料としたもの	
-	•	2	4		1項2号の方法		26	3		-	東南アジア諸国を一つの国とみなす規定		9	-	1	10		加工、製造の定義	
_	_	3			1項3号の方法		27	1		-	原産地の証明(原産地証明書の提出)		9	-	1			加工、製造の定義(適用除外)	
_	_	4			1項4号の方法		27	1	1	1	原産地証明書の提出除外要件(原産地が明らかなもの)		9		2		1久	繊維製品に対するデミニミス	
-	•	5			便益を与えないことができる要件		27	1	2	1	適用除外要件(20万円以下の物品)		9		3			異なる材料から成る物品等の扱い	
_		6			確認結果の通知		27	1	3		適用除外要件(特例申告に係る指定貨物)		10		1			原産地証明書の様式指定	別紙様式第1
0	4	U			中国企业工作的		27	2	3		27-1-2 の原産地の認定		10		2			原産地証明書のANNEX	別紙様式第2. 3
								_		ļ	27-1-2 の原産地の認定 27-1-3 特例申告書への記載		10	-				ISPERIENH E O/AININE A	加和探孔先 2, 、
							27	3		-	原産地証明書の発給機関			-					
							27	4				現 10-1 (別紙様式第 1)							
							27	5				第10-1(別称時末15年1)		-					
							28	<u> </u>		13.3	原産地証明書の提出期限			-					
							28	<u> </u>		·	原産地証明書の提出猶予の条件原産地証明書の有効期間								
_							29	<u> </u>		13.3				-					
-							29	-		後	原産地証明書の有効期間の例外								
							30					規 10-2 (別紙様式第2)							
_							30	2			特例申告書への自国関与品である旨の記載								
							30	3		ļ	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	規 10-2 (別紙様式第3)							
_							30	4		ļ	添付証明書の様式の指定								
							31	1		ļ	直接軍送の要件								
_							31	1	1		直接軍送される物品	N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
_							31	1	2			31-1-1 と同様の扱い							
							31	1	3			31-1-1 と同様の扱い							
							31	2			31-1-2,3の条件								
							31	3		13.3	31-1-2,3 特恵適用の際の添付書類								
							31	3	<u> </u>	後	添付書類の提出除外要件								
4	_			-			31	3	1	<u> </u>	添付書類の種類(通しB/Lの写し)		-	-	<u> </u>	<u> </u>			
	_					-	31	3			添付書類の種類(税関等の証明)		 		<u> </u>	<u> </u>	.		
_						1	31	3	3	<u> </u>	添付書類の種類(その他税関長が認めるのもの)		<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>			
							31	4			特例申告書への31-1-2,3である旨の記載		ļ	1	<u> </u>	<u> </u>			
_						1	31	5		<u> </u>	31-3-2 の記載内容		<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>			
_							31	5	1		31-3-2 の記載内容(記号・番号・品名及び数量)		ļ	1	<u> </u>	<u> </u>			
							31	5	2		31-3-2の記載内容(積卸日・船名・記号及び種類)				<u> </u>				
				l	Í	1	31	5	3	1	31-3-2の記載内容(31-5-2の取扱い状況)		I	1	1	1	1		1

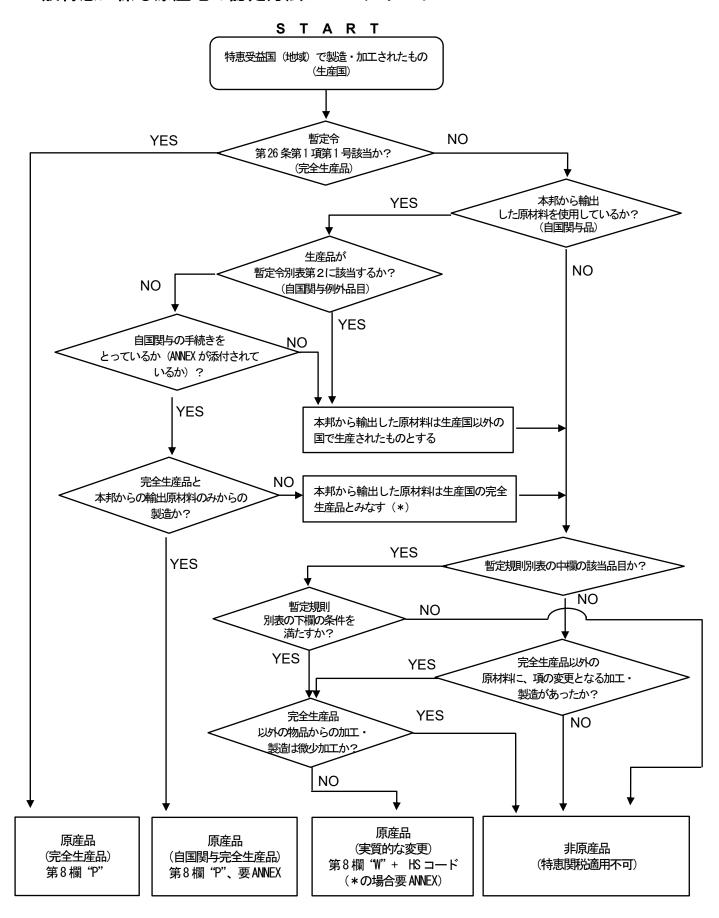
特恵受益国及び地域一覧表

アゼルバイジャンは2 150 56 スリナム(RS) 100 マラウオ(MP) 553 37 ルジェリア(DZ) 503 58 赤並キニア(DG) 550 111 マラウオ(MP) 553 17 ルジェリア(DZ) 505 58 赤並キニア(DG) 550 111 マラウオ(MP) 555 17 ドステン(AD) 57 アルバニア(AL) 229 60 セルビア(RS) 111 マラウォン(MR) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(RS) 152 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(RS) 152 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(RS) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(RS) 151 111 マラウオ(MR) 151 111 マラウオ(RS) 152 111 11	番号	国又は地域名	符号	番号	国又は地域名	符号	番号	国又は地域名	符号
3 アルジュリア (DZ) 503 58 素単半一ア (DQ) 503 113 南アフリカ (THM) 62 56 5 7ルメニア (AL) 129 60 セルビア (RS) 57ルメニア (AL) 151 61 61 151 61 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61 151 61	1	アゼルバイジャン(AZ)					110	<u>マラウイ</u> (MW)	
4 アルゼンチン(AR) 413 59 生土が上(SN) 510 113 南アフリカ共和国(A) 512 7 メンチュア(AU) 515 61 センドンセント(VC) 536 62 イエチン(VE) 149 62 センド・レナなびとの附属雑鳥 4 イエチン(VE) 149 62 センド・レナなびとの附属雑鳥 4 イラン(IR) 134 65 センド・レナスびその附属雑鳥 4 サンド・ア(IR) 547 11 61 モンド・ア(IR) 547 11 7 × ド(IR) 549 11 7 × F(IR) 549 11 7 × F(IR) 549 11 7 × F(IR) 549 11	2								
マルバニア(AL) 229 60 世ルピア(RS) 228 14 ミセンマー(MM) 547 7 アンゴラ(AD) 535 62 世ンドンセント(VC) 547 47 47 57 57 57 57 5	3								
6 アルメニア (MM) 151 535 537 16 2 セント・レ(VC) 336 115 モーリタニア (MR) 597 8 イエメン (YE) 149 134 52 セント・レアン (LC) 134 64 マフリア (SD) 557 116 エーリタニア (MR) 569 117 インド・ト(IN) 123 65 ソニュン (SB) 511 インド・ド(IN) 123 50 リニュン (SB) 540 119 モルドイ (MD) 126 インド・ルンア (LC) 118 55 121 モルディブ (MD) 126 インド・ルンア (LC) 119 セルド・グロル 127 127 127 127 127 127 127 128 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129	4								
8 イエメン (YE) 149	5								
8 イエメン (YE) 149	0 7								
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	/ 0			02		537			
10 イラン(IR) 133 64 <u>少マリア(SO)</u> 540 119 モルドバ (ID) 240 11 インドネシア(ID) 113 66 ジューン(SB) 113 インドネシア(ID) 113 66 ジューン(SB) 115 121 モンコル(IM) 107 インドネシア(ID) 118 66 ジューン(ID) 154 17 ウライナ(IM) 238 67 ジューン(ID) 157 17 ログライナ(IM) 238 67 グェーン(ID) 157 18 ログライナ(IM) 238 67 グェーン(ID) 157 18 ログライナ(ID) 239 中央アフリカ(ID) 540 17 エジプト(EB) 506 71 ツバル(IV) 522 123 ヨルグン(ID) 144 158 IR エスワイニ(SE) 556 71 ツバル(IV) 604 18 エスワイニ(SE) 556 73 トケラウ諸島地域(IT) 608 127 リベリア(IR) 517 18 エスリーン(ID) 517 619 13 14 ドニュール(ID) 517 18 12 コルサルバドル(SI) 517 18 12 コルサルバドル(SI) 517 18 12 コルサルバドル(ID) 517 18 12 コルサルバドル(ID) 517 18 12 コルサンルン(ID) 517 18 12 コルサンルン(ID) 517 18 12 コルサンリア(IR) 518 18 12 12 ルワンダ(IR) 519 12 13 13 13 1 ニウェ(IR) 509 13 13 1 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	o o			63		330			
11 インド (TM) 123 65	10								
12 インドネシア (ID)									
13 ウガンダ (UG)								. , ,	
14									
15 ウズベキスタン (UZ) 152 69 単東アフリカ (OF) 529 124 ヨルダン川西岸及びがず地域 158 157 アドル (EC) 406 70 チュニジア (TN) 504 125 60 万才 (TN) 504 125 60 71 72 73 74 75 75 75 75 75 75 75									
17	15								
18 エスワティニ(SZ) 556 72 上一豆(TG) 608 608 127 リベリア(R) 555 156 2 ユレトリア(FR) 559 74 ドミニカ大和国(DD) 333 33 128 ルプアグ(RW) 526 2 ゴェルトリア(FR) 557 75 ドミニカ共和国(DD) 323 129 レソト(LS) 555 2 13 エルサルバドル(SW) 509 75 ドミニカ共和国(DD) 323 129 レソト(LS) 552 2 ガーボベル庁(CW) 522 77 トルコ(TR) 624 3 カーボベル庁(CW) 527 78 トンガ(TD) 524 614 614 7 インアンタン(KZ) 153 79 ナイジェリフ(NB) 554 614 7 インアンタン(KZ) 153 79 ナイジェリフ(NB) 554 7 カンボジア(GM) 531 80 ナミビア(NM) 550 80 カンボジア(CM) 557 81 二ウェ(NB) 609 8 ガシビア(GM) 551 82 二カラグア(NI) 300 7 エファビア(CM) 511 82 ニカラグア(NI) 313 4 エファビャウ(GM) 513 85 ハイチ(HT) 322 3 ギュアビサウ(GM) 513 85 ハイチ(HT) 322 3 ギュアビサウ(GM) 513 85 ハイチ(HT) 322 3 ギューバ(GU) 321 87 バヌアツ(WD) 601 124 3 キューバ(GU) 321 87 バヌアツ(WD) 611 87 パヌアツ(WD) 611 41 コンボ (KG) 154 89 パラグアイ(PF) 411 コンボ 248 97 ブルデンテンェ(BD) 127 3 フィリビン(PFI) 132 3 コートジボワール(CI) 516 93 フィリビン(PFI) 112 128 4 コエクビア(CD) 541 92 フィジー(FD) 612 13 コーンビア(CD) 541 92 フィジー(FD) 614 コンゴ共和国(CD) 533 99 ベナン(BI) 554 4 コンゴ共和国(CD) 554 100 ベネズエラ(VE) 610 100 ベネズエラ(VE) 610 100 ベネズエラ(VE) 610 101 ベネルン・(EP) 239 3 80 ケーン・(EP) 308 ゲーンイ、(ED) 555 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 5	16	エクアドル(EC)	406	70	ー チュニジア(TN)	504	125	(WG)	
18 エスワティニ(SZ) 556 72 トーゴ(TG) 608 127 リーリア(FR) 559 74 ドミーカ(DM) 333 333 128 ルプシグ(RW) 550 74 ドミーカ(DM) 333 333 128 ルプシグ(RW) 552 21 エルサルバドル(SV) 309 75 ドミニカ共和国(DO) 323 129 レフト(RW) 552 35 カーボベル庁(CV) 522 77 トルコ(TR) 234 37 ナイン・ア(CV) 522 77 トルコ(TR) 541 23 カーボベル庁(CV) 552 77 トルコ(TR) 541 23 カーボベル庁(CV) 552 81 二ウェ(MU) 609 81 127 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24	17		506	71	<u>ツバル</u> (TV)	624		<u>ラオス</u> (LA)	121
20 <u>エリトリア</u> (ER) 559 74 ドミニカ (DM) 323 128 128 129 <u>レソトダ</u> (RW) 552 75 ドミニカ共和国 (DO) 323 128 129 <u>レソトグ (RW) 552 75 ドミニカ共和国 (DO) 323 75 ドミニカ共和国 (DO) 324 77 ナ (SV) 403 78 トンガ (TD) 614 524 77 ナ (SV) 403 78 トンガ (TD) 614 524 77 ナ (SV) 403 78 トンガ (TD) 609 78 ナンガ (DA) 550 78 18 ニウエ (NU) 609 78 オンルーン (CM) 527 81 ニウエ (NU) 609 809 ガンボシア (KH) 120 83 三ジェール (NE) 525 87 ガンボシア (KH) 120 83 三ジェール (NE) 525 87 デンボシア (KH) 120 83 三ジェール (NE) 525 87 デーマ (GN) 31 ギニア (GN) 513 85 パイチ (HT) 322 第 パステル (NE) 513 33 キューバ (QU) 321 87 パスアツ (VU) 611 33 キューバ (QU) 321 87 パスアツ (VU) 611 33 キューバ (QU) 321 87 パスアツ (VV) 411 124 33 キューバ (GU) 329 カンボシア (KE) 154 89 パラグアイ (PY) 411 127 33 キューバ (GU) 329 70 パングラデシュ (BD) 127 33 ゲーア (KE) 541 92 フィジー (FJ) 612 33 ケーア (KE) 91 東 ディモール (TL) 128 91 アンザア (KE) 92 フィジー (FJ) 612 33 フェトジボワール (CI) 54 99 7 アンジ (FJ) 612 34 フェシリカ (CR) 311 94 ブータン (BT) 117 127 128 129 124 124 124 127 124 124 124 127 124 124 127 128 129 124 129 129 129 129 129 129 129 129 129 129</u>	18	エスワティニ (SZ)	556	72	<u>トーゴ</u> (TG)	518	126		505
22				73					
22 ガーボベルデ (GV) 522 77 トルコ (TR) 156 130 レバノン (LB) 146 23 カーボベルデ (GV) 403 78 トンガ (TD) 614 524 ガイアナ (GV) 403 78 トンガ (TD) 614 524 ガイアナ (GV) 403 78 トンガ (TD) 614 524 ガイアナ (GV) 527 81 ニウエ (NU) 609 809 ガンピア (GM) 511 82 ニカラグア (NI) 310 310 312 ジュアピア (FV) 513 85 ハイデ (NP) 131 31 半三ア (GW) 513 85 ハイデ (NP) 131 32 ジェアピ (DV) 615 88 パブアニューギニア (PK) 124 84 キリバス (KI) 615 88 パブアニューギニア (PG) 602 35 キルギス (KG) 154 99 パングラデシュ (BD) 127 37 グレナダ (GD) 329 1 東ティモール (TL) 128 37 パヌッツ (VU) 611 33 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 32 7 パグ (VE) 541 92 フィジー (FJ) 612 39 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 132 39 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 132 39 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 132 39 コーレジア (CO) 401 311 97 米酸サモア地域 (AS) 621 コンボ 42 コモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 42 コモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 42 コモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 41 コンボ (CD) 549 97 米酸サモア地域 (AS) 621 549 32 ブルチェブリンシ (SI) 574 59 70 70 (PE) 402 59 70 70 (PE) 541 552 ジョージア (GE) 551 100 ペネズエラ (VE) 402 59 70 70 (PE) 541 100 ペネズエラ (VE) 402 59 70 70 (PE) 553 50 (TR) 70 70 70 (PE) 500 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7				74					
23 カーボベルデ((V) 522 77 トルコ(TR) 614 77 ナ (GY) 403 78 トンガ(TD) 614 524 ガイアナ(GY) 403 78 トンガ(TD) 614 524 77 メルーン(CM) 527 81 コンゴ、(NM) 511 82 コカラヴァ(NI) 310 83 三ジェール(NE) 555 30 30 北マゲドニア(MN) 511 82 コカラヴァ(NI) 310 83 三ジェール(NE) 525 31 4 エーア(CN) 513 85 バイテ(HT) 322 82 4 エーア(CN) 513 85 バイテ(HT) 322 87 バスアツ(VI) 611 615 88 バブアニューギニア(PG) 602 87 メニーン(KE) 513 85 バイテ(PY) 411 611 611 615 88 バブアニューギニア(PG) 602 87 メニーン(CI) 321 87 バスアツ(VI) 411 615 88 バブアニューギニア(PG) 602 87 メニーン(CI) 321 87 バスアツ(VI) 411 615 89 バラヴァイ(PY) 411 70 メニーン(CI) 516 89 バラヴァイ(PY) 411 70 メニーン(CI) 516 90 アイリビン(PH) 117 91 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70									
24 ガイアナ (GY) 403 78 トンガ (TD) 614 25 カザフスタン (KZ) 153 79 ナイジェリア (NG) 524 27 カメルーン (CM) 527 28 ガンピア (GM) 511 29 カンボジア (KH) 120 30 北マケドニア (WK) 244 31 ギニア (GN) 513 31 ギニア (GN) 513 32 ギニアビサウ (GW) 512 33 キューバ (CU) 321 87 バスアツ (VU) 611 34 キリバス (KI) 615 88 パラグアイ (PY) 411 36 グアテマラ (GT) 306 90 パングラデシュ (BD) 127 37 グレナダ (GD) 329 91 東ティモニル (TL) 128 38 ケニア (KE) 541 92 フィジー (FJ) 612 39 コートジボワール (CI) 516 92 74 データン (BT) 137 41 コソボ 248 95 ブルキファツ (BF) 521 41 コソボ 42 ユモロ (KM) 558 96 ブルナン (BI) 534 43 コロンビア (CO) 401 97 米錯野モア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CD) 533 99 ペナン (BJ) 519 45 サントメ・ブリンシペ (ST) 536 101 ペネズエラ (VE) 402 47 サントメ・ブリンシペ (ST) 536 101 ペネズエラ (VE) 402 47 サントメ・ブリンシペ (ST) 536 101 ペネズエラ (VE) 402 48 サンエラレオ木 (SL) 514 103 ペルー (PE) 402 50 ジブチ (DJ) 539 104 ポスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 555 51 ジョージア (GE) 157 106 ポリピア (BD) 408 52 ジョージア (GE) 157 106 ポリピア (BD) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HM) 307 555 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					130	レバノン (LB)	146
25 カザフスタン (KZ) 153 79 ナイジェリア (NG) 524									
26 ガボン (GA)									
27 カメルーン (CM) 527 81 二ウエ (NU) 609 310 700									
28 ガンピア (BM) 511 82 ニカラグア (NI) 310 525 カンボジア (KH) 120 83 三ジェール (NE) 525 530 北マケドニア (MK) 513 85 ハイチ (HT) 322 32 ギニア (GN) 512 86 バキスタン (PK) 124 113 4 ± リバス (KI) 615 88 バラグアイ (PY) 611 615 89 バラグアイ (PY) 411 615									
カンボジア (KH)									
30									
31 <u>ギニア (GN) 513 85 1 </u>									
32 <u>ギニアビサウ</u> (GW) 512 86 パネスタン (PK) 124 124 133 キューバ (CU) 321 87 バスアツ (VU) 611 134 14 14 14 15 15 15 15 1									
33 キューバ (CU) 321 87 パヌアツ (VU) 611 88									
34 キリバス (KI) 615 88 パブアニューギニア (PG) 602 411 35 キルギス (KG) 154 89 パラグアイ (PY) 411 36 グアテマラ (GT) 306 90 パラグアイ (PY) 411 37 グレナダ (GD) 329 91 東ティモール (TL) 128 128 38 ケニア (KE) 541 92 フィジー (FJ) 612 39 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 40 コスタリカ (CR) 311 94 ブータン (BT) 132 41 コソボ 248 95 ブルキナファツ (BF) 521 42 ユモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 43 コロンピア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 54 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 46 サモア (WS) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 ザンピア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 ジエラレオネ (SL) 514 103 ベルー (PE) 407 555 24 102 ベリーズ (BZ) 308 105 100 ベラルーシ (BY) 539 104 ポスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 55 2 ジョージア (GE) 157 106 ボリピア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンパブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 546									
35 キルギス (KG) 154 89 パラグアイ (PY) 411 306 グアテマラ (GT) 306 90 パングラデシュ (BD) 127 東ティモール (TL) 128 38 ケニア (KE) 541 92 フィリピン (PH) 117 40 コスタリカ (CR) 411 コソボ 248 95 ブルキナファツ (BF) 521 42 ユモロ (KM) 43 コロンピア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ペトナム (VN) 110 519 47 カンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ペナン (BJ) 519 610 ペネズエラ (VE) 402 47 サントメ・ブリンシベ (ST) 536 101 ペラルーシ (BY) 239 48 ザンピア (ZM) 554 102 ペリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 555 15 ショージア (GE) 157 106 ポリピア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 546 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546		キリバス (KI)		88	パプアニューギニア (PG)	602			
オートジボワール (CI) 541 92 フィジー (FJ) 612 117 174 174 117 117 118 117 117 117 118 117 117 117 118 117 117 117 117 117 118 117 117 117 117 118 117	35		154	89	パラグアイ(PY)	411			
38 ケニア (KE) 541 92 フィジー (FJ) 612 39 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 40 コスタリカ (CR) 311 94 ブータン (BT) 132 141 コソボ 248 95 ブルキナファソ (BF) 521 42 ユモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 43 コロンピア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 45 ユンゴ民主共和国 (CD) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・ブリンシベ (ST) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・ブリンシベ (ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ベルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 556 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546	36	グアテマラ (GT)	306	90	<u>バングラデシュ</u> (BD)	127			
39 コートジボワール (CI) 516 93 フィリピン (PH) 117 40 コスタリカ (CR) 311 94 ブータン (BT) 132 141 コソボ 248 95 ブルキナファソ (BF) 521 242 ユモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 43 コロンピア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 110 45 ユンゴ共和国 (CG) 532 98 ペトナム (WN) 110 45 ユンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ペナン (BJ) 519 46 サモア (WS) 610 100 ペネズエラ (VE) 402 47 サントメ・ブリンシペ (ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 ザンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ベルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 2 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BW) 555 52 3 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンパブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546	37	グレナダ (GD)	329	91	<u>東ティモール</u> (TL)	128			
40 コスタリカ (CR) 311 94 ブータン (BT) 132 132 41 コソボ 248 95 ブルキナファソ (BF) 521 521 42 ヨモロ (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 43 コロンビア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 110 45 コンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ベナン (BJ) 519 46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ (ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 ザンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ベルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 519 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 109 マダガスカル (MG) 546									
41 コソボ 248 95 フルキナファツ (BF) 521 42 ユモロ (KM) 558 96 フルンジ (BI) 534 43 コロンビア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 519 46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ (ST) 536 101 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ (ST) 536 102 ベリーズ (BZ) 39 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 70 70 109 マダガスカル (MG) 546									
42 三王旦 (KM) 558 96 ブルンジ (BI) 534 43 コロンピア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 45 コンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ベナン (BJ) 519 46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ(ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 ザンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マグガスカル (MG) 546									
43 コロンビア (CO) 401 97 米領サモア地域 (AS) 621 44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 45 ユンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ベナン (BJ) 519 46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ (ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 ザンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ベルー (PE) 407 500 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546		· · · ·							
44 コンゴ共和国 (CG) 532 98 ベトナム (VN) 110 45 コンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ベナン (BJ) 519 46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ(ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 ザンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
45 コンゴ民主共和国 (CD) 533 99 ベナン (BJ) 519 46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ (ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 サンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
46 サモア (WS) 610 100 ベネズエラ (VE) 402 47 サントメ・プリンシペ (ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 48 サンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
47 サントメ・プリンシペ(ST) 536 101 ベラルーシ (BY) 239 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
48 サンビア (ZM) 554 102 ベリーズ (BZ) 308 49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
49 シエラレオネ (SL) 514 103 ペルー (PE) 407 50 ジブチ (DJ) 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
50 ジブチ (DJ) 539 104 ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA) 243 51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
51 ジャマイカ (JM) 316 105 ボツワナ (BW) 555 52 ジョージア (GE) 157 106 ボリビア (BO) 408 53 シリア (SY) 145 107 ホンジュラス (HN) 307 54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546									
53 シリア (SY) 145 549 549 507 109 マーシャル (MH) 107 ホンジュラス (HN) 625 546 549 709 709 709 709 709 709 709 709 709 70	51	ジャマイカ(JM)		105	ボツワナ (BW)	555			
54 ジンバブエ (ZW) 549 108 マーシャル (MH) 625 55 スーダン (SD) 507 109 マダガスカル (MG) 546	52	ジョージア(GE)	157						
55 <u>スーダン</u> (SD) 507 109 <u>マダガスカル</u> (MG) 546									
	55	<u>スーダン</u> (SD)	507	109	<u>マダガスカル</u> (MG)	546			

[・]特恵受益国及び地域 130 (126 ヶ国、4地域) (注) 下線は、「特別特恵受益国 (LDC)」であることを示す (45 ヶ国)。

[・]番号は財務省告示の記載順に仮に付番し、国又は地域名の括弧内は国際規格 ISO の国又は地域名コード、符号は統計上の国名符号。

一般特恵に係る原産地の認定方法フローチャート



第 2 部

特恵関税適用に係る事務手続

I. 特恵原産地証明書の取得

(1) 様式(暫定規則第10条)

特恵関税の適用を受ける際に必要な原産地証明書の様式は、UNCTADでの合意に基づく国際的に統一されたものである。

様式は暫定規則別紙様式第1(一般特恵原産地証明書様式A。以下「特恵原産地証明書」という。)において、次のように規定されている。

- イ. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙(大きさは、JIS. A-4番)で、証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したもの
- ロ. 用語は、英語又はフランス語が使用可能

(2) 発給の時期(暫定令第27条第4項)

特恵原産地証明書の発給は、原則として、その証明に係る物品の「輸出の際」に行われたものでなければ有効なものとならない。ただし、輸出国における災害等により事後発給となった場合等、輸入の際に税関長が、やむを得ない特別の事由があると認める場合には、相当と認められる期間の事後発給も有効である。

「やむを得ない特別の事由」

暫定法基本通達

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の 事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

- (1)「特別の事由」とは、次の場合をいう。
 - イ. 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかった場合
 - ロ. 令別表第1の改正により特恵受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内において、 当該特恵受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があ る場合
 - ハ. 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が 原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書 を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらな い事情がある場合
 - 二. その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合
- (2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものとして取り扱って差し支えない。

(3) 発給機関(暫定令第27条第4項)

特恵原産地証明書は、原則として原産地の税関が発給したものでなければならない。ただし、原産地において税関が特恵原産地証明書を発給することとなっていない場合は、その発給権限を有するその他の官公署又は商業会議所、その他これに準ずる機関で、我が国の税関長が適当と認めるものが発給した特恵原産地証明書でなければならない。税関長が適当と認める発給機関名については、税関ホームページにリストが公表されており、確認することが可能である。

(4) 記載事項の確認等

- イ. 第1欄(輸出者)は通常インボイス上の輸出者と一致しているが、例えば、系列会社が仲介している等により異なる場合は、メーカーズインボイス等、取引関係書類を確認する。(第2欄「輸入者」も同じ。)
- ロ. 第3欄(輸送の手段及び経路)については、積替え等が行われていれば、積替地の国名、港 名等が記入されているかを確認する。
- ハ. 第4欄(公用欄)については、例えば特恵原産地証明書以外に自国関与等の証明書があれば、その発給番号の記入の有無、また紛失等の理由により再発行されたものである場合には「Duplicata」の表示等がされているかを確認する。
- 二. 第8欄(原産地基準)は、貨物が輸出国の完全生産品である場合(非原産国の原材料の全てが我が国から輸出された物品であって、自国関与品としての手続きをしている場合、政令で指定する東南アジア諸国を一つの原産地として製造された物品であって、累積原産品としての手続きをしている場合を含む。)には "P"の表示、完全生産品ではないが、原産国の実質加工品と認められる場合は "W"の表示とHSの4桁番号が記入されることとなっている。
- ホ. 第11欄(証明)の証明機関は、原産地の税関又はその発給権限を有する者として我が国に 通報のあった機関に限定されている。

本欄に記入された発給日をもとに、事後発給か否かの判断や有効期間(発給の日から1年)の計算を行う。

(5) 特恵原産地証明書の記載内容の修正

特恵原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の登録印にて修正がされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていなければならない。

なお、不備のある特恵原産地証明書の具体的取扱いについては、「原産地証明書の有効性の認定」(暫定法基本通達8の2-6)によること。

Ⅱ. 原産地が明らかであると認めた物品の取扱い(暫定令第27条第1項第1号)

特恵原産地証明書は、輸入申告等⁷の際に提出しなければならない。しかし、税関長が物品の種類又は形状により原産地が明らかであると認めた物品(次頁参照)については、特恵原産地証明書の提出は不要である。

ただし、

- (1) 特恵関税適用上特に問題があると認められる場合であって、仕入書等その他の書面により原産地 を認定できない場合
- (2) 自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの(暫定令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。)

は本取扱いの対象から除かれている。

なお、下記Ⅲ. (少額貨物に係る特恵原産地証明書の取扱い) との併用はできないので留意すること。

-

⁷ 輸入申告等: IS、IM、IA承認申請を含む。

第 04.10 項	第 06.04 項	第 07.06 項	第 07. 09 項◎	第 08.01 項	第 08.02 項◎
第 08.03 項	第 08.04 項◎	第 08.07 項◎	第 09.01 項	第 09.02 項◎	第 09.04 項
第 09.07 項	第 09.08 項	第 09.09 項	第 09.10 項◎	第 12.11 項◎	第 13.02 項
第 14.04 項	第 15.05 項	第 15.16 項	第 15.17 項※	第 15.18 項	第 15.20 項
第 22.01 項	第 22.03 項	第 25.09 項	第 25.13 項	第 25.20 項	第 25.23 項
第 27.01 項	第 27.04 項	第 27.07 項	第 27.12 項	第 27.13 項	第 28.01 項
第 28.03 項	第 28.06 項	第 28.07 項	第 28.08 項	第 28.09 項	第 28.11 項
第 28.12 項	第 28.13 項	第 28.14 項	第 28.16 項	第 28.17 項	第 28.18 項
第 28.19 項	第 28.20 項	第 28.21 項	第 28.23 項	第 28.24 項	第 28.26 項
第 28. 28 項	第 28. 29 項	第 28.30 項	第 28.31 項	第 28.32 項	第 28.34 項
第 28.35 項	第 28.37 項	第 28.39 項	第 28.41 項	第 28.42 項	第 28.47 項
第 28.50 項	第 28.52 項※	第 28.53 項	第 29.01 項	第 29.03 項	第 29.04 項
第 29.07 項	第 29.08 項	第 29.09 項	第 29.10 項	第 29.11 項	第 29.12 項
第 29. 13 項	第 29.14 項	第 29.15 項	第 29.16 項	第 29.19 項	第 29. 20 項
第 29. 21 項	第 29.23 項	第 29.24 項	第 29.25 項	第 29.27 項	第 29.28 項
第 29. 29 項	第 29.30 項	第 29.35 項	第 29.38 項	第 29.42 項	第 32.01 項
第 32.02 項	第 32.04 項	第 32.07 項	第 32.09 項	第 32.11 項	第 32.12 項
第 32. 15 項	第 33.03 項	第 33.04 項	第 33.05 項	第 33.06 項	第 33.07 項
第 34.03 項	第 34.04 項	第 34.05 項	第 34.06 項	第 35.01 項	第 35.04 項
第 35.06 項	第 35.07 項	第 36.01 項	第 36.02 項	第 36.03 項	第 36.05 項
第 37.03 項	第 37.07 項	第 38.02 項	第 38.05 項	第 38.21 項	第 38.23 項
第 39.05 項	第 39.07 項	第 39.08 項	第 39.09 項	第 39.10 項	第 39.12 項
第 39. 13 項	第 39.15 項	第 39.22 項	第 39. 23 項	第 39.24 項	第 39.25 項
第 39. 26 項	第 40.03 項	第 40.05 項	第 40.06 項	第 40.07 項	第 40.08 項
第 40.09 項	第 40.10 項	第 40.16 項	第 43.01 項	第 43.04 項	第 48.02 項
第 48.03 項	第 48.04 項	第 48.05 項	第 48.06 項	第 48.07 項	第 48.08 項
第 48.09 項	第 48.10 項	第 48.11 項	第 48.16 項	第 48.17 項	第 48.18 項
第 48. 19 項	第 48.20 項	第 48.21 項	第 48.22 項	第 48.23 項	第 63.09 項
第 65.01 項	第 65.02 項	第 65.05 項※	第 65.06 項	第 65.07 項	第 66.02 項
第 67.01 項	第 68.04 項	第 68.05 項	第 68.11 項	第 68.12 項	第 68.13 項
第 69.02 項	第 69.03 項	第 69.05 項	第 69.07 項	第 69.11 項	第 69.12 項
第 69.13 項	第71.14項	第 79.07 項※	第 80.01 項	第 80.07 項※	第 82.11 項
第 82.13 項	第 82.14 項	第 82.15 項	第83.01項	第83.02項	第 83.04 項
第83.06項	第 83.08 項	第 83.09 項	第 83.11 項	第 94.05 項	第 94.06 項
第 95.04 項	第 95.05 項	第 95.06 項	第 95.07 項	第 96.02 項	第 96.04 項
第 96.07 項	第 96.13 項	第 96.15 項	第 96.16 項		

項番号に※のついた項は、以下の物品のみを指定する。

- ・第 15.17 項のうち、第 1517.90 号の1の(1)、第 1517.90 号の2の(1) に掲げる物品
- ・第28.52項のうち、水銀の炭化物又はオルガノインオルガニック化合物以外の物品
- ・第65.05項のうち、フェルト製の帽子<u>以外</u>の物品
- ・第79.07項のうち、第7907.00号の2に掲げる物品
- ・第80.07項のうち、第8007.00号の4に掲げる物品

項番号に©のついた項のうち、特別特恵受益国を原産地とする以下に掲げる輸入統計品目番号の物品については、特恵原産地証明書の提出を要するものとする。

0709.30-000	0709.51-000	0709. 52-000	0709. 53-000	0709.54-000
0709.59-000	0709.60-010	0709.60-090	0709. 99-100	0709. 92-000
0709.93-000	0709. 99-200	0802. 31-000	0802. 32-000	0802. 41-000
0802.42-000	0802.70-000	0802. 91-000	0802. 92-000	0802. 99-900
0804.30-010	0807. 11-000	0807. 19-000	0902.10-000	0902. 20-200
0902.30-090	0902. 40-220	0910. 11-100	0910. 12-100	1211. 40-000
1211. 90-600				

Ⅲ. 少額貨物に係る特恵原産地証明書の取扱い(暫定令第27条第1項第2号及び第2項) 特恵関税適用物品については、輸入申告等に際し、特恵原産地証明書を税関に提出しなければなら

特患関税適用物品については、輸入甲告等に際し、特患原産地証明書を税関に提出しなければならない。

しかし、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあっては、関税定率法第4条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の<u>総額が20万円以下の物品</u>の原産地については、当該物品の種類、商標又は仕入書その他の書類に記載されている原産地に関する事項により認定することとなっている(前記II.(原産地が明らかであると認めた物品の取扱い)との併用はできないので留意すること。)。

Ⅳ. 特恵原産地証明書の提出猶予の取扱い(暫定令第28条)

特恵原産地証明書は、輸入申告等の際に提出しなければならないが、災害その他やむを得ない理由によりその際に提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、輸入許可前貨物引取り承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りではないとされている。

- (1)「災害その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかの場合をいう。
 - イ. 震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で輸入者の責任によらないも の及びこれに準ずる理由による場合
 - ロ. 特恵受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において当該特恵受益国等の特恵原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合
- (2)輸入許可前貨物引取りの承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、政令により特恵関税の適用が停止された物品以外の物品とする(なお、特別特恵受益国の原産品については、第1部のIV. (4)参照のこと。)。

V. 事後確認手続き(暫定法第8条の4)

特恵関税制度を利用して特恵税率を適用するためには、輸入する貨物が特恵受益国等を原産地とする物品(以下、「特恵受益国原産品」という。)である必要があり、輸入通関後にその貨物が特恵受益国原産品であるか否かについて確認(事後確認)を実施している。

(1) 確認方法

- ① 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料 の提供を求める方法
- ② 特恵受益国等の権限ある当局又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ③ 税関職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
- ④ 特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

(2) 特恵関税の便益を与えないことができる要件

事後確認の結果、以下の場合には特恵関税の便益を与えないことができる。

- ① 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
- ② 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
- ③ 上記(1)②の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、定められた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ④ 上記(1)③の調査の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が上記(1)③の調査を拒んだとき、又は定められた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
- ⑤ 上記 (1) ④の求めを行った場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、定められた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

第 3 部

特 恵 関 税 実 務 事 例 編

索引

1. 特思原	₹産地証明書の様式等
1. 特	詩恵原産地証明書の様式・規格
2. 利	党関印が押印されている場合
3. 多	è給機関名リストに掲載されていない機関の印が押印されている場合
4. 多	能給国税関の印影脱落の場合
5. 后	品目欄に記載しきれない場合(2枚目の用紙、印)
6. 0	COPYと表示されている特恵原産地証明書
7. 1	E規発給機関でない者が証明した特恵原産地証明書
8. 彼	É来と異なる原産地基準符号の証明書
9. 特	詩恵原産地証明書に手書きで記入されている場合
Ⅱ. 原産均	b認定基準·······3 4
【実質的	り変更基準】························3 4
10.	領海内で採捕された水産物の特恵原産地証明書
11.	公海で採捕された水産物の特恵原産地証明書
12.	項の変更を伴わない加工・製造
13.	輸入したまぐろから製造した調製品に対する特恵関税の適用
14.	非原産国でボイル又は塩もみした「タコ」
15.	項の変更があっても原産品としての資格が与えられない加工
16.	非原産品の毛皮を裏張り加工したコート
17.	非原産品のニッケルマットを精錬した高純度ニッケル
18.	シート状に切断した銅はく
19.	加工賃が含まれている製品の非原産品割合
20.	原材料を産出しない国の"P"表示
21.	輸入したゴムを塗布した綿製テントの実質的変更基準
22.	「ろうけつ染めした綿織物」に係る証明
23.	化学的変換を経て生成される物品に係る実質的変更基準
24.	中古衣類(ジーンズ)に対する特恵関税の適用
25.	非原産国産品が少量である場合
26.	繊維製品に係る実質的変更基準
27.	第 19.05 項に係る実質的変更基準
【自国]	『与】····································
28.	日本から輸出した物品を原材料とした製品の自国関与手続
29.	ビーズ玉を輸出し、糸通しした後輸入する場合
30.	積戻し品における自国関与扱い
3 1.	日本から板ガラスを輸出し、合わせガラスとして輸入する場合
32.	自国関与例外品目で、実質的変更基準を満たしている場合

	33. 自国関与品の簡単な作業
	3 4. 保税工場で染色、裁断加工後、積み戻した貨物を原材料とした場合
	3 5.製造者を変更した製品
	36.輸入後、再輸出した貨物を原材料とした製品
	3 7. 第三国に輸出した原材料を使用した製品
	38.一般特恵税率とEPA税率が併存する場合
	【累積原産地制度】4~
	39. 東南アジア諸国で蔵置・分割等が行われた場合
ш.	運送要件4.5
	40. 非原産国で積み替える場合の運送条件
	4 1. 運送要件証明書の様式
	4 2. 輸出者が作成した運送要件証明書
	43. 輸出者が所在する非原産国で積み替えられた場合
	44. 複合一貫輸送の場合
	45. 非原産国に誤送された貨物
	4 6. 非原産国での積替え時に検品を行った場合
	47. 非原産国でドラム缶に小分けした場合
	48. 非原産国において展覧会に出品した場合
	49. 少額貨物の運送要件
IV.	仲介貿易······4 9
	50. 非原産国に居住する仲介者が輸出者となっている場合
	5 1. 輸入者欄に外国の法人名が記載されている特恵原産地証明書
	5 2. 輸出者名が相違する特恵原産地証明書
	53. 第三国インボイスの番号、輸出者名が記載されている特恵原産地証明書
٧.	特恵原産地証明書の発給日·······5
	5 4. 「輸出の際」
	5 5.特恵原産地証明書を紛失した場合のコピー
	5 6. 新たに特恵受益国等に指定された場合
	57. 一契約の貨物について、特恵原産地証明書を一括申請したが、貨物は分割して船積みされる
	場合
[=	事後発給】······5 2
	5 8. 特恵受益国の事情により特恵原産地証明書が事後発給となる場合
	5 9. 貨物の到着後に特恵原産地証明書を要求した場合
	60. 通常の輸出手続に要すると認められる期間を過ぎて発給された特恵原産地証明書
	6 1. 貨物到着後に発給された特恵原産地証明書
	6 2. 正当な発給機関への再申請により事後発給となった特恵原産地証明書

	OS. 励慣の前にレダーにより FORM A を安水していた場合
	64. 船積み日の1か月以上後に発給された特恵原産地証明書
	65. 日本において展示された物品について売買契約が成立し、特恵原産地証明書を要求した場合
[=	事前発給】
	66.船積みの日より1か月前に発給された特恵原産地証明書
	67. 申請日の前日に発給された特恵原産地証明書
VI.	特恵原産地証明書の提出猶予
	68. 特恵原産地証明書が貨物到着後に届く場合の提出猶予
	69.COPYと表示されている特恵原産地証明書の提出猶予
WII.	特恵原産地証明書の有効期間
	70.貨物を積載した船舶が故障した場合の有効期間
	7 1. 貯蔵の都合により、発給後 1 年を経過した特恵原産地証明書
vm	少額貨物······5 8
νш.	少領員物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7 2. 音足市第2 7 末における「誅杭画僧の総領」 7 3. インボイス単位の仕分けにより少額となる場合
	7 4 . オーバーカーゴにより 2 O 万円超となる貨物
	7 4 . オーバーカーコにより20カロ超となる頁例 7 5 . 分割により20万円以下となる貨物
	7 6. 基本税率と少額特恵を併用する貨物
	70. 基本代率と少額付忠を所用する資物 77. 原産地が明らかであると認めた物品と少額貨物
	7.7. 原産地が明らかでめると認めた物品と少額負物 7.8. WTO協定税率と少額特恵税率を併用する貨物
	7 8. W T O 協定依率と少額符息依率を併用する負物 7 9. 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物
	79. 非原産国において建送工の理由により傾め省えられた少額員物 80. 同一輸入者に係る少額扱いによる2件の輸入申告
	8 1. 自国関与品の少額扱い 8 1. 自国関与品の少額扱い
	O 1. 日国国子品の少額扱い
IX.	特恵原産地証明書の記載不備
	82. 特恵原産地証明書が白塗修正液で訂正されている場合
	83. 貼付用紙への押印が脱落している場合
	84. REFERENCE No.が脱落している場合
	(第4欄)
	85. 添付証明書の番号が記載されていない場合
	(第7欄)
	86.記載品名に不備がある場合
	(第8欄)
	87. 原産地基準表示が"Y"の場合
	88.原産地基準表示が"W"のみでHS番号が記載されていない場合
	89. 記載税番と適用税番が相違している場合(その1)
	9.0 記載税番と適用税番が相違している場合(その2)

	9 3.数量相違
	(第10欄)
	9 4. インボイスの日付が脱落している場合
	(第11欄)
	95. 署名権者の署名が脱落している場合
	96.発給日が記載されていない場合
Χ.	その他
	9 7. 特恵原産地証明書提出省略物品
	98.自国関与品に係るものが、「原産地が明らかであると認めた物品」の場合
	99.代替品に係る特恵原産地証明書
	100. クレーム品に係る特恵原産地証明書
	101.契約数量の不足分が別便で送付されてきた場合の特恵原産地証明書
	102.ショート通関後に到着済が判明した場合
	103.輸入申告(IC)と蔵入承認(IS)の同時申告
	104.保税転売貨物に係る特恵関税の適用
	105. 事後確認(その1)
	106. 事後確認(その2)
	107. 事後確認(その3)

9 1. 包装用資材に非原産材料を使用した場合の特恵原産地証明書の原産地基準表示

92. バラ積み貨物(バルク貨物)の数量が合致しない場合

(第9欄)

I. 特恵原産地証明書の様式等

1. 特恵原産地証明書の様式・規格

(問) 特恵原産地証明書の用紙に緑色の彩紋があるが、紙が粗製で規格よりやや大きい。有効なものと認められるか。

【回答】規格(紙質及び大きさ)の多少の相違であれば認められる。

【理由】様式規定の趣旨は改ざん防止であり、一見して識別できる程度の規則正しい有色 (緑色以外でも可) の図柄が印刷してあれば、有効なものとして取り扱う。

規格については暫定規則で定められており、これにより取り扱うが、規則で定められた規格でない場合でも発給国等の事情もあると思われるので、事前に原産地調査官等に相談。

【関係法令等】様式:暫定規則第10条第1項、別紙様式第1

2. 税関印が押印されている場合

(問)特恵受益国のA国は従来丸形の税関印を使ってきたが、今回のものは角形のものである。印影の中にはCUSTOMSという文字が読みとれるので、有効なものと認められるか。

【回答】認められる。

【理由】税関印と認められ、税関が発給したことが確認できれば、有効なものとして取り扱う。

【関係法令等】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-6(1)イ

【参考】主な言語による税関の表現

CUSTOMS (英語)DOUANE(フランス語)ADUANA(スペイン語)DOGANA(イタリア語)ZOLL(ドイツ語)Таможня(ロシア語)ALFANDEGAS(ポルトガル語)GUMUKLER(トルコ語)

3. 発給機関名リストに掲載されていない機関の印が押印されている場合

(問)特恵受益国であるA国の特恵原産地証明書の印影には、発給機関名リストに掲載されている機関名と異なる機関名が表示されているが、有効なものと認められるか。

【回答】表示されている機関名に応じて、下記のとおり取り扱う。

- 1. 税関(CUSTOMS, DOUANE等)と表示されているもの・・・・有効
- 2. その他のもの・・・・原則として認められないが、我が国に未通報等の場合もあるので、必要に応じ、原産地調査官等に照会すること。

【関係法令等】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-5の2、8の2-6(1)イなお書き

4. 発給国税関の印影脱落の場合

(問)特恵受益国であるA国発給の特恵原産地証明書は、手書きによる署名及び日付のみで印影がなく、税関の証明であることが確認できない。有効な特恵原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。

【理由】税関の証明であることの確認ができない以上、有効とはいえない。

【関係法令等】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-5の2、8の2-6(1)イ

5. 品目欄に記載しきれない場合(2枚目の用紙、印)

(問) 品目数が多いので、品目欄(第7欄)に記載しきれない場合の取扱いはどうしたらよいか。

【回答】特恵原産地証明書の様式(FORM A)を必要枚数用いること。2枚目以降が規定様式ではない場合には原産地調査官等に相談すること。ただし、以下にあてはまる場合については有効とする。

アタッチシートが用いられている場合で特恵原産地証明書との割印(特恵原産地証明書に押印されている印影と同じもの)がされているもの。アタッチシートへの押印は、原則割印によるものとするが、割印でないものであっても、一枚目の特恵原産地証明書に押印されている印影が各々のアタッチシートに押印されており、アタッチシートと一枚目の特恵原産地証明書とのつながりが明らかであれば有効と認められる。

【参考】第7欄には、特恵関税対象品目すべてが記載されていることが必要。

6. COPYと表示されている特恵原産地証明書

(問)特恵原産地証明書用紙に緑色の彩紋があり、印影もあるが、右上側にCOPYと印刷されている。 この場合でも特恵関税の適用が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵関税の適用を受けるためには、特恵原産地証明書が最も重要な書類である。したがって、 COPYを有効な証明書として取り扱うことはできない。

【参考】特恵原産地証明書は原本であることが必要。

7. 正規発給機関でない者が証明した特恵原産地証明書

(問)特恵受益国であるA国の漁船が公海で採捕した魚類を日本へ輸出する場合、本国からの特恵原産 地証明書の送付が時間的に不可能な場合がある。この場合、A国の在日領事館が証明すれば特恵関 税の適用が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の発給機関は、原則として原産地の税関とされているが「税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商工会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの」が発給したものも有効な特恵原産地証明書として認めることとされている。その場合には、各特恵受益国等の特恵

原産地証明書発給機関として、財務省関税局に通報のあった機関であることが必要である。

なお、現在まで在日領事館が発給機関となっている事例はないことから、在日領事館が証明しても特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定令第27条第4項

8. 従来と異なる原産地基準符号の証明書

(問)特恵受益国であるA国産「塩蔵うに」の特恵原産地証明書第8欄は、従来「P」表示であったが、塩は日本産品を使用しているとして「W」に変更となった。当該証明書は有効なものと認められるか。

【回答】認められる。

【理由】日本産の塩を原材料の一部として使用していることから「W」となったものであり、「うに」が A国の原産品であれば規則を満たし、特恵適用上の問題はないため、当該原産地証明書は有効と 認められる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(2)ニ

9. 特恵原産地証明書に手書きで記入されている場合

(問)特恵受益国のA国から魚の油脂を輸入するに当たって、輸出者から手書きの特恵原産地証明書 (FORM A)が送付されてきた。有効な特恵原産地証明書として認められるか。

【回答】記載内容の正確性及び真正性が確認できれば認められる。

【理由】特恵原産地証明書の様式は、関税暫定措置法施行規則第10条及び別紙様式第1に、用紙の質・ 形式・用語について規定されているが、手書きを認めない旨の規定はされていない。

当該特恵原産地証明書の記載内容の正確性及び真正性が確認できれば、当該特恵原産地証明書は有効なものとして取り扱う。

【関係法令等】様式:暫定規則第10条第1項、別紙様式第1

Ⅱ. 原産地認定基準

【実質的変更基準】

10. 領海内で採捕された水産物の特恵原産地証明書

(問) 特恵受益国であるA国籍船舶により、特恵受益国であるB国の領海内で採捕された魚類は A、Bいずれの国の特恵原産地証明書を取得すれば特恵関税の適用が認められるか。

【回答】B国の特恵原産地証明書を提出すれば認められる。

【理由】領海内で採捕されたものについては、用船の有無及び船舶の所属いかんにかかわらず、当該沿 岸国をもって原産地とする物品と認められる。

【関係法令等】暫定規則第8条

【参考】領海は一の国又は地域に含まれる。

11. 公海で採捕された水産物の特恵原産地証明書

(問)乗組員全員が特恵受益国であるA国の国民で構成されているB国籍の船舶が公海で採捕した魚類をC国で積み替え日本へ輸出した。特恵原産地証明書はA国の発給機関により発給されたものであるが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】一の国又は地域の船舶により公海で採捕された水産物は、暫定規則第8条第6号により完全生産品とされているが、「一の国又は地域の船舶」とは暫定法基本通達8の2-3(2)により、同イ~ホの要件のすべてに該当する船舶とされており、本事例は当該船舶がA国に登録されていない等この要件を満たしていないため、A国の船舶と認められないことになる。

したがって、A国の発給機関が発給した特恵原産地証明書は有効なものとはいえず特恵関税の 適用は受けられない。

【関係法令等】暫定規則第8条第6号、暫定法基本通達8の2-3(2)

【参考】公海で採捕された魚類の原産地は、採捕した船舶の国籍等に注意する必要がある。

12. 項の変更を伴わない加工・製造

(問) 釣針をA国から特恵受益国であるB国に輸出し、さびきの仕掛けに加工して輸入する。B国の特恵原産地証明書を提出すれば特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】釣針も、その仕掛けも第95.07項に該当する。第95.07項は暫定規則別表に掲載されていないため、製品の該当する関税定率法別表の項が当該製品の原料又は材料の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造であれば実質加工品として認められる(暫定規則第9条第1項本文)。

したがって、原材料(釣針)と製品(仕掛け)との間に項の変更がないことから実質的変更基準による特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定規則第9条第1項及び同別表

【参考】原則として、項の変更がない場合には実質加工品に該当せず、原産品として認められない。

13. 輸入したまぐろから製造した調製品に対する特恵関税の適用

(問) A国産のラウンドの冷凍まぐろ(第03.03項)を、特恵受益国のB国でフィレ(第03.04項)に加工し、更に最終的に魚の調製品(缶詰等、第16.04項)を製造した場合、B国で発給された特恵原産地証明書を提出すれば特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】B国で行われている非原産材料であるA国産の第3類の物品に対する加工は、暫定規則別表の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令等】暫定規則第9条第1項及び同別表

【参考】第16類(2)の暫定規則別表下欄の条件:第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に 該当する物品以外の物品からの製造

14. 非原産国でボイル又は塩もみした「タコ」

(問)特恵受益国のA国を原産国とする「タコ」について、①特恵受益国のB国でボイルして輸入するが、B国発給の特恵原産地証明書により特恵関税の適用は認められるか。

また、②B国で塩もみして輸入する場合は、A国の特恵原産地証明書により特恵関税の適用は認められるか。

【回答】①②いずれも認められない。

- 【理由】① B国でボイル加工された第16類に分類される当該「タコ」は、暫定規則別表下欄の条件を 満たさないため。
 - ② B国で行う塩もみは、暫定令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる取扱い以外の取扱いであるため。

【関係法令等】暫定規則第9条第1項及び同別表、暫定令第31条第1項第2号及び第3号

【参考】第16類(2)の暫定規則別表下欄の条件:第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に 該当する物品以外の物品からの製造

15. 項の変更があっても原産品としての資格が与えられない加工

(問) 特別特恵受益国であるA国からなめした牛革(第41.04項)を輸入する。

原皮(第41.01項)はB国から輸入したものである。A国の原産品として特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】第41.04項は暫定規則別表下欄の条件によると、第41.01項に該当する物品からの製造は原産品としての資格を与えないこととなっているので、特恵関税の適用は認められない。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

【参考】第41.04項の暫定規則別表下欄の条件:第41.01項又は第41.04項に該当する物品以外の物品からの製造

項の変更がある加工であっても原産品と認められない場合もあることに留意する。

16. 非原産品の毛皮を裏張り加工したコート

(問)特恵受益国であるA国においてコート(第43.03項)を縫製し、それにB国から輸入したビーバーの毛皮(第43.02項)を裏張りしたものを、A国から輸入する予定である。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】対応する暫定規則別表の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

【参考】第43.03項の暫定規則別表下欄の条件:第43.02項又は第43.03項に該当する物品 以外の物品からの製造

17. 非原産品のニッケルマットを精錬した高純度ニッケル

(問)特恵受益国のA国から輸入するニッケル(第75.02項、純度95%)は、B国で生産したニッケルマット(第75.01項、純度75%)をA国において純度95%に精錬したものであるが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】本品は、第75.01項に該当する物品からの製造であり、暫定規則別表の下欄に掲げる条件 を満たさない。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

【参考】第75.02項の暫定規則別表下欄の条件:第75.01項又は第75.02項に該当する物品以外の物品からの製造

18. シート状に切断した銅はく

(問)日本で生産したロール状の銅はく(長尺 第74.10項)を特恵受益国であるA国に輸出し、片面に接着剤を塗布しシート状に切断加工(第74.10項)して輸入する場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】暫定規則別表の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

【参考】第74.10項の暫定規則別表下欄の条件:第74.07項から第74.10項までに該当する物品以外の物品からの製造

なお、自国関与制度を利用し、ANNEXを取得した場合には、特恵関税の適用が受けられる。

19. 加工賃が含まれている製品の非原産品割合

(問) 使用した非原産品の価格割合により加工基準が定められている場合、非原産品割合を算出する際の製品価格には加工賃を加算して算出することとなるか。

【回答】非原産品割合は、加工賃等を加えた製品価格により算出する。

【理由】暫定規則別表中の「備考」によれば、非原産品割合とは、「原料又は材料として使用された非原

産品の価格 (特恵受益国に輸入される際の課税価格) が生産された物品の価格 (特恵受益国から輸出される際の本船甲板渡し価格) のうちに占める割合」とされている。

【関係法令等】暫定規則別表備考

20. 原材料を産出しない国の "P"表示

(問)特恵受益国のA国から、アルミニウムの線(第76.05項)を輸入したが第8欄の原産地基準が "P"(完全生産品)となっている。A国ではアルミニウムの原料となるボーキサイトは産出しないと聞いているが当該特恵原産地証明書は無効か。

【回答】無効とはいえない。

【理由】アルミニウムの原料であるボーキサイトの産出がなくても、缶等のスクラップからアルミニウムの線を製造することも可能であるので、"P"表示であることのみをもって直ちに無効とは言えない。

【関係法令等】暫定規則第8条第8号、第9号及び第10号

21. 輸入したゴムを塗布した綿製テントの実質的変更基準

(問)特恵受益国のA国において、繊維から製造した綿製テントに、B国から輸入した液状ゴム(第40.01項)を防水・補強用として塗布した製品(第63.06項)を日本に輸入する。特恵原産地証明書が発給され第8欄が"W"となっているが、このような場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】暫定規則別表備考5の規定から、関税定率法別表第61類から第63類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であって同表第50類から第63類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

【参考】第63類(第63.08項及び第63.09項の物品を除く)の暫定規則別表下欄の条件:化 学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用 天然繊維(生糸を除く。)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

ただし、備考1の規定から、第28類から第39類までの紡織用繊維の製造の用に供するものである「化学品」については規則別表下欄の条件を満たす必要があるが、当該テントに塗布する液状ゴム(第40.01項)については化学品に該当しない。

22.「ろうけつ染めした綿織物」に係る証明

(問) A社は特恵受益国のB国からろうけつ染めした綿織物(第52.08項)(生機から製造し、手工業によりろうけつ染めしたもの)を輸入することになったが、特恵関税の適用を受けるためにはどのような証明書の提出が必要か。

【回答】生機から製造し、ろうけつ染めした綿織物については、手工業によりろうけつ染めしたものの み特恵関税の適用が可能である。

このため、特恵関税の適用に当たっては、特恵原産地証明書と共に、原産国の政府又はその代 行機関により証明されていることを証する書類(税関様式P-8240)を、輸入申告等の際に税 関に提出する必要がある。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-1(1)へ(ろうけつ染めした綿織物に関する確認)

【参考】少額貨物で、特恵原産地証明書の提出が必要ない場合でも当該証明書は必要。

第52.08項(1)ろうけつ染めしたものの暫定規則別表下欄の条件:生機からの製造

23. 化学的変換を経て生成される物品に係る実質的変更基準

(問)特恵受益国のA国から、同国原産の硫化ストロンチウム(第2830.90号)にB国原産のソーダ灰(第2836.20号)を加え化学反応によって製造(分離・抽出)した炭酸ストロンチウム(第2836.92号)を輸入する。当該物品について、特恵関税の適用は認められるか。

硫化ストロンチウム(SrS) + ソーダ灰(Na2CO3)→ 硫化ナトリウム(Na2S)+ **炭酸ストロンチウム(SrCO3)**

【回答】認められない。

【理由】ソーダ灰は、触媒(助剤)として使用される場合には、産品に残存しないことから、その原産 地を考慮しないことが適切と解される。

しかしながら、輸入貨物である炭酸ストロンチウムは、硫化ストロンチウムとソーダ灰の化学的変換を経て生成されることから、当該ソーダ灰は触媒(助剤)ではなく、暫定規則第9条に規定する原料又は材料である。当該炭酸ストロンチウムの該当する関税率表の項と非原産国の原材料であるソーダ灰の該当する同表の項が同一であることから、その製造は、同規則第9条に規定する「実質的な変更を加える加工又は製造」には該当しない。

【関係法令等】暫定規則第9条

【参考】実質的変更基準の要件が暫定規則別表に記載されていない物品については、同規則第9条第1 項本文にあるとおり、原料又は材料の該当する項と異なることとなる加工・製造が行われていな ければならない。すべての「非原産材料」について、その基準を満たす必要がある。

24. 中古衣類 (ジーンズ) に対する特恵関税の適用

(問) A国で製造された新品の男性用ジーンズ(第62.03項)を特恵受益国のB国へ輸出し、B 国にて使用され中古衣類となったもの(第63.09項)を日本に輸入する。当該品について、 特恵関税の適用は認められるか。

なお、本品は「原産地が明らかであると認めた物品」に該当することから特恵原産地証明書の 提出は省略される。

【回答】認められない。

【理由】第6309.00号に分類される物品は、暫定規則別表に掲げられていないことから、使用原料と加工後の製品との間に項の変更があれば、製品の製造された国の原産品と認められる。

本件の場合、ジーンズをはく(使用する)ことにより項の変更は生じているが、「使用」は加工及び製造のどちらにも該当しない。したがって、B国原産品と認められず特恵関税の適用を受けることができない。

なお、「原産地が明らかであると認めた物品」であっても原産品である必要がある。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

25. 非原産国産品が少量である場合

(問)特恵受益国のA国において、A国産の酵素(第35.07項 重量割合92%)とB国産の酵素(第35.07項 重量割合8%)を使用し、化学構造の異なる酵素(第35.07項)を製造した。当該加工については、実質的変更基準(項の変更)は満たさないが、使用したB国産の酵素の量は、A国産の酵素の量と比べて少量である。この場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】製品の分類される第35.07項は暫定規則別表に記載がないので、原産品としての資格を与えるためには、非原産材料と生産された物品との間に項の変更が生じていればよい。

本件において、B国産の酵素はA国産の酵素より少量であるが、製品の項(第35.07項)と非原産材料の項との間に項の変更が生じていないことから特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定規則第9条

26. 繊維製品に係る実質的変更基準

(問) A国で身ごろ、袖に編み上げたものを特恵受益国のB国でリンキングしてニットの衣類を生産する。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】輸入した編物(第60類)を使用して製造した場合には別表第61類の規則を満たすが、輸入した衣類の部分品(第61類)を使用して製造した場合にはこの規則を満たさない。

【関係法令等】暫定規則第9条、同別表及び同表備考1(2)

【参考】第61類の暫定規則別表下欄の条件:紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

備考1(2):「織物類又は編物」とは、関税定率法別表第50類から第56類まで及び第58類から第60類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物 又はレースをいう。

27. 第19.05項に係る実質的変更基準

(問)ウエハー(第1905.32号)を特恵受益国のA国で生産する。使用する小麦粉は、輸入した小麦をA国国内で製粉して製造する。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】輸入した小麦粉(第11類)を材料として使用した場合は、別表第19.05項(2)の規則を満たさないが、国内で製粉した小麦粉(国内で第10類の物品から製造した第11類の物品)を材料として使用した場合は、この規則を満たす。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表

【参考】第19.05項(2)の暫定規則別表下欄の条件:第11類(別表第19.05項の(2)に掲げる物品の原産地において第7類、第8類又は第10類に該当する物品から製造したものを除く。)又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造

【自国関与】

28. 日本から輸出した物品を原材料とした製品の自国関与手続

- (問)特恵受益国等において、日本から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として物品が生産された場合の特恵関税の適用に際しては、必ず自国関与の手続が必要か。
- 【回答】原産地の認定に当たっては、日本から輸出された原材料を当該特恵受益国等の原産品とみなさなければ、特恵受益国等の原産品と認められない場合にのみ自国関与の手続をすればよい。つまり、日本から輸出した原材料を非原産品として取り扱ったとしても当該特恵受益国等の原産品と認められる加工が行われている場合には、自国関与の手続きを行う必要はない。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

29. ビーズ玉を輸出し、糸通しした後輸入する場合

(問)日本からビーズ玉(第70.18項)を特恵受益国等へ輸出し、これに糸通しした後、輸入した。 ANNEXを取得し自国関与扱いの手続をしているが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】暫定令第26条第2項によると、特定の製品(暫定令別表第2)の原材料にする場合を除き、 日本から輸出された原材料は当該特恵受益国等の原産品とみなすこととされている。

したがって、自国関与手続きを行う場合、当該原材料については実質的変更基準を考慮する必要はないことから特恵受益国等で行われた行為が項の変更を伴う加工である必要はない。

【関係法令等】暫定令第26条第2項及び同別表第 2 、暫定規則第9条及び同別表

【参考】自国関与の手続きを行う場合は日本から輸出した物品を原料又は材料とする特恵受益国等の証明書(ANNEX)を取得し、輸入申告の際に特恵原産地証明書と共に提出する必要がある。

30. 積戻し品における自国関与扱い

(問) 外国産アルミニウムの塊(第76.01項)を日本の保税工場でアルミニウムの板(第76.06項)に加工し、これを特恵受益国であるA国に向け積戻し、アルミニウムのはく(第76.07項)に再加工させ輸入する。暫定規則別表によると第76.06項からの製造は原産品としての資格を与える製造とはならないが、自国関与の手続をとれば特恵関税の適用は受けられるか。

【回答】認められない。

【理由】暫定令第26条第2項は「日本から輸出された物品」を「当該国の原産品とみなす」規定であり、積戻しはこの規定に該当しない。したがって、自国関与扱いによる特恵関税の適用は受けられない。

31. 日本から板ガラスを輸出し、合わせガラスとして輸入する場合

(問) 裁断した正方形の板ガラス(第70.04項)を日本から輸出し、特恵受益国等で合わせガラス (第70.07項)に加工して輸入したい。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】自国関与扱いの手続きを行うことにより認められる。

【理由】板ガラス(第70.04項)から合わせガラス(第70.07項)への加工は、項の変更を伴う加工ではあるが、暫定規則別表の下欄に掲げる条件に「第70.03項から第70.07項までに該当する物品以外の物品からの製造」と規定されている。したがって、実質的変更基準の適用による特恵関税の適用は受けられないが、合わせガラス(第70.07項)は自国関与例外品目ではないことから、自国関与基準の適用による特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考】自国関与扱いの場合は特恵原産地証明書(FORM A)とANNEXの提出が必要。

32. 自国関与例外品目で、実質的変更基準を満たしている場合

(問)日本からリボン(第58.06項)及び生地(第60.02項)を特恵受益国のA国へ輸出して、 A国において帽子(第6505.00号の2)を製造し、これを輸入する。特恵関税の適用は認め られるか。なお、第6505.00号の2は自国関与例外品目である。

【回答】認められる。

【理由】第6505.00号の2に分類される当該物品は暫定規則別表に掲げられていないことから使用原料(リボン、生地)と製品との間に項の変更があれば、製品の製造された国の原産品と認められる。したがって、自国関与例外品目の場合、実質的変更基準を満たすことにより、特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定規則第9条、暫定令第26条第2項及び同別表第2

33. 自国関与品の簡単な作業

(問)日本から輸出した物品を特恵受益国のA国において箱詰め及びラベル貼りを行い、日本に輸入する。この場合、A国での箱詰め及びラベル貼り作業は、暫定規則第9条ただし書きに該当するか。

【回答】自国関与の規定を用いる場合は該当しない。

【理由】暫定規則第9条に該当する場合は、非原産国の物品を原料の全部又は一部として使用する場合である。自国関与の規定の適用により、日本から輸出した物品は、A国の完全生産品とみなされることから、A国での作業(生産)内容は問われない。

【関係法令等】暫定規則第9条、暫定令第26条第2項及び同別表第2

34. 保税工場で染色、裁断加工後、積み戻した貨物を原材料とした場合

(問)日本において特恵受益国であるA国産の原反を保税工場に移し入れ、染色、裁断加工し、A国へ 積み戻した。当該積み戻した貨物を用いて製造したスカーフについて、A国の完全生産品であると する特恵原産地証明書(第8欄が"P")が提出された。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】当該スカーフ(第62.14項)は、A国産の原反を使用しているが、日本において染色、裁断加工を行ったことにより特恵上のA国原産品としての資格は喪失する。

当該材料を使用したスカーフの生産は対応する暫定規則別表の下欄に掲げる条件を満たさず、かつ積戻しは自国関与扱いに該当しないため特恵関税の適用は認められない。

- 【関係法令等】暫定令第31条第1項第2号、暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び 同別表第2
- 【参考】第62.14項の暫定規則別表の下欄に掲げる条件:化学品、第47.01項から第47.0 6項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く。)、人造繊維の 短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

35. 製造者を変更した製品

(問)特恵受益国であるA国のB社に日本から原料を無償で送付したが、B社は倒産するおそれがあることが判明したため、A国のC社に原料を移送させ、同社で製造した製品を輸入する。このような場合でも自国関与の手続きをとれば特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特恵受益国(加工国)の国内での販売等は問わないと解釈される。

【関係法令等】暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考】暫定令第26条第2項柱書き:一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料 又は材料の全部又は一部として別表第2に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前 項の規定の適用については、次に定めるところによる。

36. 輸入後、再輸出した貨物を原材料とした製品

(問)日本に一度輸入した貨物を特恵受益国等に原材料として輸出した場合、製品を再度輸入するときに自国関与の対象となるか。

【回答】自国関与扱いの対象となる。

【理由】日本で輸入許可を受けた貨物を原材料として輸出する場合は、自国関与の対象となる。ただし、 自国関与例外品目及び積戻し貨物については認められない。

【関係法令等】暫定令第26条第2項及び同別表第2

37. 第三国に輸出した原材料を使用した製品

(問) 日本からA国に輸出した日本産原材料を一部に使用して特恵受益国のB国で製造した製品を輸入する。この場合、自国関与扱いにより特恵関税の適用は認められるか。

なお、A国は仲介者が所在する国である。

【回答】認められる。

【理由】自国関与扱いによる「日本から輸出された物品」とは、日本から直接特恵受益国に輸出されることを要件としていない。したがって、日本からA国経由でB国に輸出された貨物を使用した場合であっても、B国発給の特恵原産地証明書及びANNEXを取得し、かつ、日本に向けて直接運送(積替証明書等が提出される場合を含む。)されたものであれば、特恵関税の適用は受けられる。なお、A国で何らかの加工をした場合は、この限りではない。

【関係法令等】暫定令第26条第2項及び同別表第2

38. 一般特恵税率とEPA税率が併存する場合

(問)日本原産の材料をベトナムへ輸出し、ベトナムにおいて一般特恵税率とEPA税率が併存する 品目を製造し、日本へ輸入する場合、自国関与の手続きを取り、特恵原産地証明書(FORM A) を提出すれば特恵関税の適用は認められるか。また、日本から輸出した第三国産の材料を使用し た場合はどうか。

【回答】EPA税率が一般特恵税率を上回っている品目については、いずれも認められる。

【理由】EPA税率が一般特恵税率を上回っている品目については、一般特恵税率とEPA税率は併存し、所定の要件を満たせば特恵関税の適用は認められる。

製品が自国関与例外品目でなければ、ベトナム発給の特恵原産地証明書及びANNEXの取得が可能であり、日本から輸出した材料が、第三国産の材料であってもベトナムの完全生産品とみなされ、特恵関税の適用を受けられる。

【関係法令等】暫定令第25条第4項の表の3の項、同令第26条第2項及び同別表第2、暫定規則 第9条及び同別表

【参考】なお、一般特恵税率とEPA税率が併存する品目については、下記税関HP参照のこと。 (当初併存品目であっても、毎年度のEPA税率段階的引下げにより、最終的には特恵関税の 適用対象から除外される。)

税関HP: http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

【累積原産地制度】

39. 東南アジア諸国で蔵置・分割等が行われた場合

(問) インドネシア産品をベトナムにおいてストックし、適時必要数量を日本に輸出する貨物について、ベトナム発給の特恵原産地証明書により特恵関税の適用は認められるか。

なお、インドネシア発給の特恵原産地証明書はベトナムにおいて回収されており、添付されてきたのはベトナム発給の特恵原産地証明書のみであった。

【回答】認められない。

【理由】両国はいずれも暫定令第26条第3項にいう「東南アジア諸国」を構成する国であり、アセアン累積原産地制度を利用した際には同一国とみなされるため、蔵置・分割を行ったとしても問題はないが、同項の規定を満たしていることを証明するための累積加工・製造証明書が添付されていないことから特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定令第26条第3項

【参考】アセアン包括協定では、一の締約国(A国)の原産品が、別の締約国(B国)を経てさらに別の締約国(C国)に輸入される場合、B国において、貨物がA国の原産品であることを証明する原産地証明書として「連続する原産地証明書」を新たに発給することができるが、同規定は一般特恵関税制度にはない。

Ⅲ. 運送要件

40. 非原産国で積み替える場合の運送要件

(問) A船会社は、特恵受益国であるP国の原産品を日本へ運送する場合に、日本の港を仕向地として 船荷証券を発給している。A船会社では、日本へ直航する船舶がないため、T国で日本に向かう同 社の別の船舶に積替えて運送しているが、この船名も同船荷証券に併記されている。このような船 荷証券を、特恵関税を適用する際の運送要件を満たしている通し船荷証券(Through B/ L)として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】上記の場合は単一船会社が全航路に責任を負っており、P国内を荷受地とし、日本国内を荷渡地とする当該船荷証券は、通し船荷証券として取り扱う。

特恵関税の適用については、原則として特恵受益国等から直接に日本に運送されなければならないが、運送上の理由による積替え及び一時蔵置の取扱いがなされたものであっても、その取扱いが非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において、当該非原産国の税関の監督の下に行われ、かつ、当該物品の輸入申告等に際し、当該物品が当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったことを証する書類(以下、「運送要件証明書」と呼ぶ)として次に掲げる書類のいずれかを提出した場合には、運送要件を満たしているものとして、特恵関税の適用は受けられる。

- 1. 当該物品の原産地である特恵受益国等から日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
- 2. 積替え又は一時蔵置がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- 3. 前記1. 及び2. 以外の書類で税関長が適当と認めるもの

【関係法令等】暫定令第31条第3項

【参考】特恵関税を適用する場合、原則として原産国から日本へ直接運送されることが必要。

41. 運送要件証明書の様式

(問)特恵受益国であるA国からの輸入品はA国から日本へ直行便がないので、B国で積替えをすることになっている。通しB/L(AWB)がないのでB国の税関の証明書を取得するつもりであるが、どのような様式であればよいか。

【回答】運送要件証明書の様式については特に定めはない。したがって、任意の様式に次の事項を記載 し、税関等が証明したものであれば、運送要件証明書として取り扱う。

- 1. 当該物品の記号、番号、品名及び数量
- 2. 非原産国における当該物品の船舶、航空機又は車両に対する積卸の年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
- 3. 上記2の積卸がされた非原産国における当該物品の取扱いの状況

【関係法令等】暫定令第31条第3項及び第5項

42. 輸出者が作成した運送要件証明書

(問)特恵受益国のA国からB国まで陸送し、B国から船積みする貨物について、輸出者が自社で作成した運送要件証明書にB国税関の証明印をもらうことで暫定令第31条第3項にいう運送要件証明書として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】運送要件証明書の様式については特に定めはない。したがって、暫定令第31条第5項に定める必要事項が記載されており、かつ、税関の証明印があれば有効なものとして認められる。

【関係法令等】暫定令第31条第3項及び第5項

【参考】非原産国を経由する場合は、運送要件証明書が必要。

43. 輸出者が所在する非原産国で積み替えられた場合

(問) A国商社と木材の輸入契約を結んだ。同社の製材工場が特恵受益国のB国にあるため木材(B国原産品)はいったん、B国からA国に運送され本船に積み替える。その際、A国において一時蔵置されるが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】運送要件証明書の提出があれば認められる。

【理由】本事例のように非原産国で一時蔵置する場合は、暫定令第31条第3項に規定する積替え又は 一時蔵置の証明書を取得し、輸入申告等の際に、特恵原産地証明書とともに提出すれば、特恵関 税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定令第31条第3項

44. 複合一貫輸送の場合

(問)特恵受益国であるA国産の家具をA国のB港で積み込み、C国で積み替えられた後、神戸まで運送されてくる。当該貨物のB/Lは、COMBINED TRANSPORT B/Lとなっているが、通しB/Lと認められるか。なお、B/Lの船名と貨物を積載してきた船名とは異なっている。

【回答】認められる。

【理由】COMBINED TRANSPORT B/L (複合船荷証券) は、通しB/Lとして取り扱う。当該貨物の荷受地(B港)から荷渡地(神戸)までをカバーする内容であることが必要。 【関係法令等】暫定令第31条第3項

【参考】国際宅配業者から提出された HAWB (社内帳票) についても、貨物の荷受地からの通しB/Lとして取り扱う。

45. 非原産国に誤送された貨物

- (問)特恵受益国であるA国製の南京錠が、間違ってB国向けのものが日本に送られ、日本向けのものがB国に送られていた。日本で間違いに気づき、B国に送られていたものを直ちに日本に送るよう指示し、B国から当該貨物が到着したが、B国においては輸入されずRESHIPされたものと思われる。当該貨物について特恵関税の適用は認められるか。
- 【回答】運送要件証明書の提出があれば認められる。
- 【理由】誤って非原産国に輸送されたという特殊事情があり、B国において運送上の積替え以外の取扱いがされなかったことについて税関又はこれに準ずる官公署の証明があれば、特恵関税の適用は 受けられる。

46. 非原産国での積替え時に検品を行った場合

(問)特恵受益国であるA国の原産品を、積替えを行うB国において検品を行った。検品を行ってもA 国の産品であることに変更はない。この場合において特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】積替え、一時蔵置以外の取扱いである検品がB国で行われた場合は、運送要件を満たしていないため、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定令第31条第1項第2号

47. 非原産国でドラム缶に小分けした場合

(問)特恵受益国のA国で製造した化学薬品1,000トンをタンカーでB国に輸送し、B国で200 リットルのドラム缶に小分けした後、日本に輸入する。A国発給の特恵原産地証明書を取得してい るが、特恵関税の適用は認められるか。なお、作業は保税地域で行われる。(特恵原産地証明書は 1,000トン分で1枚のみ)

【回答】認められない。

【理由】非原産国での小分け作業は積替えの範囲を超えているものと判断する。

【関係法令等】暫定令第31条第1項第2号

【参考】「運送上の理由による積替え及び一時蔵置」以外の作業が行われた場合には運送要件を満たしているとはみなさない。

48. 非原産国において展覧会に出品した場合

- (問) 今般当社では、特恵受益国であるA国でガラス製の花瓶を買い付け、そのまま当該花瓶をB国で開催される展覧会に出品し、展覧会終了後日本へ輸入しようと考えている。この場合に特恵関税の適用は認められるか。
- 【回答】展覧会に出品する花瓶の展示が、B国の保税地域又はこれに準ずる場所においてB国の税関の 監督の下に行われたものでなければ特恵関税の適用は受けられない。B国の税関の監督下で行わ れたとした場合、日本での輸入申告等に当たっては、A国からは特恵原産地証明書(輸送の手段、 経路欄へ出展のうえ日本へ輸出する旨記載されたもの)と、B国の税関等からは暫定令第31条 第5項に掲げる事項を記載した証明書の発給を受けて提出する必要がある。この場合であっても、 A国からB国への輸出者とB国から日本への輸出者は同一の者でなければならない。

【関係法令等】暫定令第31条

【参考】非原産国における展覧会出品後輸入する場合でも、当該非原産国から本邦までの輸送に関して 運送要件を満たしているか否かについて確認する必要がある。

49. 少額貨物の運送要件

- (問) 少額貨物の運送要件がB/Lやインボイス等で確認できない場合どうしたらよいか。
- 【回答】暫定令第31条第3項のただし書きにあるとおり、課税価格の総額が20万円以下の物品については通しB/Lや積替え証明などの書類の提出は必要ないが、運送要件を満たす必要はあるので、疑義があれば輸入者等に確認を行うこととなる。

【関係法令等】暫定令第31条第3項ただし書き

Ⅳ. 仲介貿易

50. 非原産国に居住する仲介者が輸出者となっている場合

(問)特恵受益国であるA国製羽毛ふとんの輸入を計画しているが、取引条件面においては、A国から直接取引を行うよりもB国のC社を介して輸入する方が有利であることがわかった。 このため、貨物をB国経由で日本に運送することとなるが、A国の特恵原産地証明書を入手することは可能である。この場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】取引関係が明らかにされ、運送要件証明書が提出されれば認められる。

【理由】本事例のような仲介貿易の場合、特恵原産地証明書第1欄(荷送人)、第2欄(荷受人)、第1 〇欄(仕入書の番号等)の各欄の記載事項が、輸入申告等に際して提出されたC社のインボイス と合致しないおそれが生じることとなるので、その確認のために同証明書に記載されたインボイ ス(例えばメーカーズインボイス)、信用状の写し等、これらの関連を証する何らかの書面の提出 が必要となる。これらの書面は輸出者、輸入者、仲介者の関連性を確認する為のものであり、取 引上都合の悪い箇所(例えば価格等)は抹消して提出することも可能である。

運送に関しては、A国からの通しB/L、又はB国の税関若しくは権限を有する官公署が、B国において運送上の理由による積替え又は一時蔵置以外の措置が行われなかったことを証した書類(特恵原産国であるA国の原産品としての資格を保持していると認定するうえで必要)を取得して、輸入申告等の際、税関に提出すれば、特恵関税の適用を受けることが可能である。

【関係法令等】暫定令第31条第1項

51. 輸入者欄に外国の法人名が記載されている特恵原産地証明書

- (問)特恵受益国のA国から衣類を輸入するが、B国所在の会社が介在するため、特恵原産地証明書第 2欄には当該B国所在の会社名、第12欄には日本と記載されている。有効な特恵原産地証明書と 認められるか。
- 【回答】次の全ての要件が満たされる場合は、有効なものとして認められる。なお、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)にも認められる。
 - 1. 輸入貨物と特恵原産地証明書記載品名が同一であること
 - 2. 輸出者、介在者、輸入者の関連性が証明できること

52. 輸出者名が相違する特恵原産地証明書

(問) 特恵原産地証明書の第1欄は仕入書と同一輸出者名であるが、第12欄は製造者名が記載されている。有効な特恵原産地証明書と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】仲介貿易の場合は、輸出者に代わり製造者が発給申請することも考えられる。特恵原産地証明 書が正規に発給されたものであり、契約書、メーカーズインボイス等の取引関係書類により両者 の関連性が確認できれば、特恵原産地証明書は有効なものとして認められる。

53. 第三国インボイスの番号、輸出者名が記載されている特恵原産地証明書

(問) 第三国インボイスを使用し、特恵原産地証明書第10欄(仕入書の番号及日付)には、当該第三国インボイスの番号を記載し、また、同第1欄「輸出者欄」は、「メーカー名 0/B 通関インボイス輸出者名」が記載されている。「0/B (on behalf of)」の記載をもって、有効な原産地証明書と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】メーカーズインボイス等、取引関係書類により関連性が確認できれば、特恵原産地証明書は有効なものとして認められる。

V. 特恵原産地証明書の発給日

54.「輸出の際」

- (問)特恵原産地証明書はその証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の輸出者の申告に基づき原産地の税関等が発給したものでなければならない(暫定令第27条)とされているが、この場合の「輸出の際」の意義はどのように解するのか。
- 【回答】「輸出」とは、特恵受益国等から日本に向けて貨物を送り出すことと解されることから、「輸出 の際」とは、特恵原産地証明書に係る貨物の一連の輸出手続きが行われている時点を指すものと 解される。

しかし、通常の輸出手続きに要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱う。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5(2)

【参考】特恵原産地証明書第11欄を確認すること。

55. 特恵原産地証明書を紛失した場合のコピー

(問)契約の際、特恵原産地証明書を要求していたが、貨物が到着しても特恵原産地証明書が送付されてこない。輸出者は既に送付済みで、郵送中に紛失したものと思われる。手持ちのコピーでの受理を認めてもらえないか。

【回答】認められないことから、特恵原産地証明書の再発給を要求すること。

【理由】コピーを有効な証明書として取り扱うことはできない。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(1)ホ

【参考】紛失等の理由により再発給された特恵原産地証明書第4欄には、"DUPLICATE"等の記載がされることになっている。

56. 新たに特恵受益国等に指定された場合

- (問)新たに特恵受益国等に指定された場合、当該受益国となった国からの特恵原産地証明書の取り 扱いについて伺いたい。
- 【回答】特恵受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において、当該特恵受益国等の特恵原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、 「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱う。

なお、指定日以前に我が国の保税地域に蔵置されている貨物については、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定令第27条第4項及び同令第28条、暫定法基本通達8の2-5(1)ロ及び8の2-7(2)

57. 一契約の貨物について、特恵原産地証明書を一括申請したが、貨物は分割して船積みされる場合

(問)特恵受益国のA国から手袋を輸入しているが、現地の生産の都合で、10万組を4回に分け船積 みすることになった。特恵原産地証明書は初回船積みの際に、一括申請したため、1件の証明書で 分割使用したいが、有効なものとして認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の発給はそれぞれの貨物の輸出の際に発給されなければならない。 したがって、船積みごとに特恵原産地証明書を取得する必要があることから、1回分の船積貨物にしか有効とは認められない。

【関係法令等】暫定令第27条第4項

【参考】特恵原産地証明書は、輸出貨物につき、それぞれ輸出の際に発給されたものでなければならない。

【事後発給】

58. 特恵受益国の事情により特恵原産地証明書が事後発給となる場合

(問)特恵原産地証明書の発給日が4月1日で、B/Lの船積年月日が3月16日となっている。特恵 受益国であるA国ではB/Lを添付しないと特恵原産地証明書を発給してくれないので、事後発給 とならざるを得ない。有効なものとして認められるのか。

【回答】認められる。

【理由】特恵原産地証明書の発給の際にB/Lを添付しなければ受理されず、その結果、必然的に事後発給となる場合には、暫定法基本通達8の2-5に定める「輸入者の責任によらない事情がある」と考えられる。したがって、輸入者が契約時に特恵原産地証明書を要求している場合等で、発給体制等特恵受益国の事情により、必然的に事後発給となることが確認できれば、有効な特恵原産地証明書として認められる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5

【参考】B/Lは必ず確認。

59. 貨物の到着後に特恵原産地証明書を要求した場合

(問)特恵受益国のA国から到着した合板用単板(第4408.31号)の一部分を基本税率で引き取り、残りは来年度になってから輸入申告し、特恵関税の適用を受けたい。残りの分について、今から現地に特恵原産地証明書を要求し発給を受けた場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書は、当該証明に係る物品の輸出の際に発給されたものでなければ特恵関税の 適用は受けられない。本件については、契約の当初から一般特恵用の原産地証明書を求めてはい ないことから特恵税率の適用は認められない。

【関係法令等】暫定令第27条、暫定法基本通達8の2-5 (1)

60. 通常の輸出手続に要すると認められる期間を過ぎて発給された特恵原産地証明書

(問)特恵原産地証明書の発給日が4月20日で、B/Lの船積年月日、インボイスの年月日及び申請年月日が3月20日となっている。申請の日から発給の日まで相当の日数が経過しているが、特恵原産地証明書第4欄(公用欄)に「ISSUED RETROACTIVELY(事後発給)」の旨の記載がある。当該特恵原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】一定の条件を満たすものであれば認められる。

【理由】原則として、特恵原産地証明書は、事後発給の場合、特恵関税の適用は認められないが、輸入 者が契約時に特恵原産地証明書を要求しているにもかかわらず、輸入者の責任によらない事情に より事後発給となった場合は、当該証明書は有効と認められる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5

61. 貨物到着後に発給された特恵原産地証明書

(問)特恵受益国のA国から輸入するKey Ringは、10月31日に船積みされ、11月5日に日本に到着している。しかし、特恵原産地証明書は11月17日に事後発給されていた。契約書では特恵原産地証明書を要求しており、事情を確認したところ、輸出者が失念したため申請及び発給が事後になってしまったことが判明した。この場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ「やむを得ない特別の事由」(輸入者が輸出者に対して、 契約の際に特恵原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者がその申請を失念したた め、発給が事後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合)に該当することか ら、特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ

62. 正当な発給機関への再申請により事後発給となった特恵原産地証明書

(問)特恵受益国のA国から輸入されるバッテリーのくずは、鉛回収用バッテリーの極板(第78.02項の鉛のくず)で日本に直送されるが、決済はB国の会社を経由する仲介貿易である。仲介するB国の会社がB国の商工会議所に対して発給申請したが、B国では原産地証明書が発給されなかったので、今度はA国の機関に対して発給申請したところ、貨物はすでにA国を出ているにもかかわらず、特恵原産地証明書の発給があった。A国から輸出された日とA国で特恵原産地証明書が発給された日の間には1か月のひらきがある。この場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】一定の条件を満たすものであれば認められる。

【理由】特恵原産地証明書は、「輸出の際に輸出者の申告に基づき発給されたものでなければならない」 旨規定されており、原則として事後発給の場合、特恵関税の適用は受けられない。ただし、暫定 法基本通達8の2-5(1)ハ(輸入者が輸出者に対して、契約の際に特恵原産地証明書の発給 を受けるよう要求したが、輸出者がその申請を失念したため、発給が事後となった場合等、輸入 者の責任によらない事情がある場合)に該当するような場合は認められる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ

63. 船積み前にレターにより "FORM A" を要求していた場合

(問) 当初、L/Cの条件に「CERTIFICATE OF ORIGIN」の送付を要求した。その後、"FORM A"でなければならないと知った。船積み前にレターにより輸出者に特恵原産地証明書を要求したが、 先日送付のあったものは特恵原産地証明書ではなかった。再度、輸出者に特恵原産地証明書の手配をした場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】当初(L/C 開設時)に輸入者からFORM Aが要求されていなければならないが、船積み前にレターにより特恵原産地証明書を要求しているので、特恵原産地証明書を取得のうえレターを添えて輸入申告等の際に提出すれば、特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ

64. 船積み日の1か月以上後に発給された特恵原産地証明書

(問) モロッコ船がスペイン領ラスパルマス沖の公海で水産物を採捕し日本へ輸出する場合、ラスパルマスで日本船又は日本向けの船に転載する(モロッコ船内で箱詰め済み。)。その際、モロッコから派遣されている検量機関が規定の数量どおり箱詰めされているかチェックし、レポートを作成した後にこれを本国(モロッコ)に送付する(モロッコにいる輸出者あてに、月2~3回の頻度で郵送する。)。モロッコでは、当該レポートに基づき特恵原産地証明書を申請するため、特恵原産地証明書の発給日は船積み日より1か月から1か月半ほど遅れるのが避けられない状態である。この場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】本例のように仕出地と特恵原産地証明書の発給地が遠距離で事後発給となることがやむを得ないと認められる場合には、特恵関税の適用は認められる。

なお、ラスパルマスにおける数量チェックは、単に規定の数量どおり箱詰めされているかのチェックであることから、運送要件は満たしている。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5(1)ニ

【参考】概要:船積み(ラスパルマス)→(1週間)→検量レポート作成(ラスパルマス)→
(2~3週間)→レポート受信、郵送(モロッコ・アグデイル)(エアメールが週3回あるが
郵便局の処理が非常に遅い(3~5日))→通関書類税関提出(発給申請)→(3~10日)
→輸出許可(特恵原産地証明書発給)

65. 日本において展示された物品について売買契約が成立し、特恵原産地証明書を要求した場合

(問)日本の保税展示場に出品されたA国産展示物について、このほど売買契約が成立した。このため、出品者は取り急ぎ特恵原産地証明書を添付して輸入申告をした場合、特恵関税の適用は認められるか。

なお、A国では、無為替輸出した貨物については、送金受領確認後でなければ特恵原産地証明書を発給しないとの取扱いとなっている。

【回答】認められる。

【理由】特恵原産地証明書は、原則として、その証明に係る貨物の輸出の際に発給されたものでなければならない。

ただし、やむを得ない特別の事由がある場合であって、輸出後その事由により、相当と認められる期間内に発給されたものであるときは有効な特恵原産地証明書と認められる。

本件は、次の事由から特恵関税の適用は受けられる。

- イ、展示することを目的として、A国から日本向けに直接に運送されたものであること。
- ロ. 搬入先が保税展示場であり、展示終了後も引き続き保税地域に置かれ、税関の監督下にあることから、貨物の同一性の確認上支障がないこと。
- ハ. 特恵原産地証明書の発給が、送金受領確認前には行われないという特別な事由があり、事後発給もやむを得ないこと。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-5(1)ニ

【事前発給】

66. 船積みの日より1か月前に発給された特恵原産地証明書

(問)特恵受益国のA国から家具を輸入するが、特恵原産地証明書は5月10日と船積の日(6月15日)より1か月以上前になっている。特恵原産地証明書申請以前に保税地域に搬入しており、またその時点で日本向けに輸出されることが特定されていたことは、L/C、メーカーズインボイスで証明できる。有効と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特恵原産地証明書の発給申請の段階で貨物が日本向けに輸出されることが前提とされていれば、 発給日から船積み日までの日数は問わない。したがって、特恵原産地証明書の発給時に当該貨物 が輸出されると特定できる状態にあったことが確認できれば、有効と認められる。

【関係法令等】暫定令第27条第4項

67. 申請日の前日に発給された特恵原産地証明書

(問)特恵原産地証明書の発給日が申請日の前日となっている。インボイス及びB/Lと特恵原産地証明書の記載内容が一致していることから、発給者が誤って日付を確認せずに押印した、という旨の説明書が提出された。当該特恵原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】関係書類等により単純な誤りと認められれば、有効なものとして認められる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(2)

VI. 特恵原産地証明書の提出猶予

68. 特恵原産地証明書が貨物到着後に届く場合の提出猶予

(問) 災害等の理由によらず、特恵原産地証明書よりも貨物が先に到着することがあるが、貨物を直 ちに引き取りたい場合どうすれば特恵原産地証明書の提出猶予が認められるのか。

【回答】BP承認を受けることを条件に認められる。

【理由】輸入申告の際に特恵原産地証明書を提出できない場合は、BP承認を受けることを条件として 税関長の承認を受けた場合(政令により特恵関税の適用が停止された貨物は除く。)は提出猶予が 認められる。(暫定法基本通達8の2-7に定める理由によらない場合)

【関係法令等】暫定令第28条、暫定法基本通達8の2-7及び8

【参考】なお、災害その他やむを得ない理由による場合には、BP承認を要しない。

69. COPYと表示されている特恵原産地証明書の提出猶予

(問) 特恵原産地証明書にCOPYと表示されているものは、有効な証明書として取り扱うことができないといわれたため、輸出者に確認したところ、輸出者が誤ってCOPY表示のある方を送付してきたことが判明した。政令により特恵関税の適用が停止された貨物ではない場合、事後、有効な特恵原産地証明書原本の提出が確約できる場合は提出猶予扱いが認められるのか。

【回答】単に事後の提出を確約するだけでは認められず、BP承認を受けることを条件に認められる。

【理由】契約の際に、輸出者に対し、特恵原産地証明書の発給を受けるよう要求していたが、輸出者が 誤ってCOPYを送付してきたと認められる場合は、BP承認を受けることを条件として、特恵 原産地証明書の提出猶予扱いが受けられる。

【関係法令等】暫定令第27条第4項及び同令第28条、暫定法基本通達8の2-5 (1) ハ、 8の2-8

【参考】政令により特恵関税の適用が停止された貨物でなければ提出猶予が可能。

Ⅷ. 特恵原産地証明書の有効期間

70. 貨物を積載した船舶が故障した場合の有効期間

- (問)輸入貨物を積載した本船が洋上で故障してしまい、A国で修理することとなったが、この修理には日時を要し、また急なことで積替え等の目途もたっていない。このため、当該貨物の日本への到着が遅れ、輸入申告の際には特恵原産地証明書の有効期間が経過するおそれがある。この場合、どのような手続きをすればよいか。
- 【回答】有効期間は1年とされているが、本事例の場合は暫定令第29条ただし書の規定による「やむを得ない理由によりその期間を経過した場合」に該当すると考えられるので、有効期間の延長は認められる。

したがって、適宜の様式による有効期間延長申請書(修理したこと等その理由を明確にしたもの) 2 通を税関に提出して、承認を受けることとなる。

【関係法令等】暫定令第29条、暫定法基本通達8の2-11

71. 貯蔵の都合により、発給後1年を経過した特恵原産地証明書

(問)特恵受益国であるA国産のワインについて、日本国内の貯蔵タンクが空くのを待って輸入申告しようとしていたところ、特恵原産地証明書の発給から1年が経過し、今般輸入申告することとなった。その間蔵入れ申請等は行っていないが、有効な特恵原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の有効期間は、暫定令第29条で「輸入申告等の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならない」と規定されており、1年を経過した特恵原産地証明書は原則として有効なものと認められない。

また、貯蔵タンクの都合により特恵原産地証明書発給後1年を経過したものであり、同令第29条ただし書の「災害、その他やむを得ない理由」によりその期間を経過した場合にも該当しないことから、いずれにせよ有効なものとは認められない。

【関係法令等】暫定令第29条

垭. 少額貨物

72. 暫定令第27条における「課税価格の総額」

(問) 暫定令第27条における「課税価格の総額」の意義は何か。

【回答】課税価格の総額とは、1輸入申告等に係る「特恵関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額」をいう。また、「1輸入申告等」とは、1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には、1の輸入申告等が行われたものとして処理する。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考】ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告であって、併存する相異なる種類の税率(例えば、特恵税率と関税法基本通達3-2(2)に規定するEPA税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該併存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとする。

73. インボイス単位の仕分けにより少額となる場合

- (問) 1契約1B/Lで3枚のインボイスが送られてきた。しかし、輸入者の都合により、1B/Lをインボイスごとに下記のように仕分けし、それぞれ別々に輸入申告したいが、このような場合、特恵原産地証明書がなくとも特恵関税の適用は認められるか。
 - (1) Aインボイス 180,000円 (仕分1) 特恵対象品目
 - (2) Bインボイス 146,000円 (仕分2) 特恵対象品目
 - (3) Cインボイス 128,000円 (仕分3) 特恵対象品目

【回答】認められない。

【理由】分割により少額貨物になったとしても、仕分前の「課税価格の総額」が20万円を超えること から、特恵原産地証明書がなければ特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

74. オーバーカーゴにより20万円超となる貨物

(問)インボイスでは1品目10C/Tで課税価格が19万円強であるが、貨物は1C/Tオーバーカーゴのため、当該品目の課税価格の総額が20万円を超えることとなった。この場合であっても、少額扱いは認められるか。

【回答】認められない。

【理由】オーバーカーゴを理由とする場合であっても、特恵関税の適用対象品目の課税価格の総額が 20万円を超えているので少額扱いは認められない。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

75. 分割により20万円以下となる貨物

- (問)次のインボイスにおいて、20万円を超えない範囲で任意に抽出して、特恵関税の適用は認められるか。例えば(イ)(二)を特恵関税適用、(ロ)(ハ)をMFN税率適用の場合。

 (イ)第42.02項 120,000円 (特恵対象品目)

 (ロ)第62.13項 50,000円 (")

 (ハ)第71.17項 130,000円 (")

 (二)第96.01項 70,000円 (")
- 【回答】認められない。
- 【理由】全品目について特恵対象品目であり、かつ総額が20万円を超えているので特恵原産地証明書が提出されなければ、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考】MFN税率とは実行最恵国税率(基本税率又は暫定税率とWTO協定税率のいずれか低い税率) のことをいう。

76. 基本税率と少額特恵を併用する貨物

- (問)次の場合(イ)及び(ロ)は、特恵対象外品目であり特恵関税の適用は認められない。よって、 基本税率を適用するが(ハ)は特恵対象品目であり20万円を超えていないので少額扱いが認められるか。
 - (イ)第64.01項 15,000円 (特恵対象外品目)
 - (口) 第64.02項 350,000円 (")
 - (ハ) 第65.01項 20.000円 (特恵対象品目)

【回答】 認められる。

【理由】特恵対象外品目については、「課税価格への総額」への算入の必要はない。よって、特恵関税の 適用対象品目の課税価格の総額が20万円以下であることから、当該物品について、少額扱いに より特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定令第27条第1項第2号、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

77. 原産地が明らかであると認めた物品と少額貨物

- (問)次の場合において、特恵対象品目としては20万円を超えているが、「原産地が明らかであると認めた物品」を除くと20万円以下となる。この場合、(ロ)について特恵原産地証明書の提出がなくても特恵関税の適用は認められるか。
 - (イ) 第43.04項 190,000円 (特恵対象品目・明らか物品)
 - (口) 第42.02項 20.000円 (特惠対象品目)

【回答】認められない。

【理由】「原産地が明らかであると認めた物品」も一般特恵税率の適用を受けようとする貨物であり、 「課税価格の総額」に算入される。

したがって、(イ)と(ロ)の合計額が20万円を超えるので特恵原産地証明書が提出されなければ、(ロ)について特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令等】暫定令第27条第1項第1号及び第2号、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考】少額扱いが対象とする「課税価格の総額」は一の輸入申告等又は関税法第76条第3項の規定により、一の通知に係る特恵関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。

78. WTO協定税率と少額特恵税率を併用する貨物

(問)次の場合、(イ)は、WTO協定税率無税かつ一般特恵税率無税の物品であり、特恵関税を適用せず、WTO協定税率を適用する。(ロ)は一般特恵対象の物品であり20万円を超えていないので少額扱いが認められるか。

(イ) 第73.17項 350,000円

(WTO協定税率:無税、一般特恵税率:無税)

(口) 第73.16項 100.000円

(WTO協定税率: 3. 3%、一般特惠税率:無税)

【回答】認められる。

【理由】WTO協定税率無税かつ一般特恵税率無税の物品については、WTO協定税率が適用されることから、「課税価格の総額」への算入の必要はない。(注)よって、特恵関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円以下であることから、当該物品について、少額扱いにより特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定令第27条第1項、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

(注)(イ)については、一般特恵税率の適用がある場合ではないので、定率法基本通達3-1(6)に 該当しない。

79. 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物

(問) 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物について、少額扱いを適用する場合、非原産国での積替え等を証明する書類の提出がなくても特恵の適用を認めることができるか。

【回答】認められる。

【理由】暫定令第31条第3項ただし書きにより、課税価格の総額が20万円以下の物品については、 非原産国における積替証明書等の証明書類の提出は要しない。

なお、輸入関係書類等から、当該貨物について、非原産国において運送上の理由による積替え 及び一時蔵置等以外の取扱いがされたことが明らかな場合には、特恵関税の適用は受けられない。 【関係法令等】暫定令第31条第3項のただし書き

80. 同一輸入者に係る少額扱いによる2件の輸入申告

(問) 同一の輸入者から2件の少額扱いによる輸入申告(同一荷送人からの同種貨物であるがインボイス番号及びB/L番号がそれぞれ異なっている。)があった。この2件の申告は、少額扱いを適用するために意図的に1の輸入申告を分割したものではないが、合算すると特恵関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円を超えることとなる。当該2件の輸入申告について、少額扱いによる特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 課税価格の総額が20万円以下の物品については、暫定令第27条第1項第2号の規定により、特恵関税の適用に際して、特恵原産地証明書の提出を省略することとされている。 また、少額貨物についての認定については、暫定法基本通達8の2-4の2(1)に「1の輸 入申告とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理する」と規定されている。

本事例の2件の輸入申告は、同一の荷送人・荷受人間の取引であり、かつ、同一貨物であるが、インボイス及びB/Lがそれぞれ異なっていることから、1の輸入申告の分割には当たらない。したがって、本件の2件の輸入申告は、いずれも少額扱いにより特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令等】暫定令第27条第1項、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

81. 自国関与品の少額扱い

(問) 自国関与扱いが適用される少額貨物であっても、少額扱いにより特恵関税の適用を受ける場合、特恵原産地証明書及びANNEXを提出する必要はあるか。

【回答】必要はない。

【理由】暫定令第27条第1項の規定により、課税価格の総額が20万円以下の物品については、原産 地証明書の提出は要しないとされている。

また、ANNEXは、特恵原産地証明書に添付しなければならないと規定されており(同令第30条第1項)、特恵原産地証明書の提出を要しない場合には、ANNEXの提出も要しないこととなる。

したがって、自国関与基準が適用される少額貨物であっても、少額扱いにより特恵関税の適用を受ける場合には、条件を満たす必要はあるが、特恵原産地証明書及びANNEXの提出は要しない。

【関係法令等】暫定令第27条第1項及び第30条第1項

以. 特恵原産地証明書の記載不備

82. 特恵原産地証明書が白塗修正液で訂正されている場合

(問) 特恵原産地証明書の発給日が白塗修正液で消した上に記入されており、発給機関の印による訂正がないが、有効と認めてもらえるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書記載事項の改ざんは重大な不備にあたるので、修正箇所に発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていない限り有効とは認められない。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(1)ニ

【参考】特恵原産地証明書の記載内容について訂正が行われているときは、修正箇所に発給機関の修正 印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされているか確認すること。

83. 貼付用紙への押印が脱落している場合

(問) 特恵原産地証明書の第5欄から第10欄について、訂正したものを貼付しているが、当該貼付用紙に発給機関の印が押印されていない。有効と認めてもらえるか。

【回答】認められない。

【理由】発給機関の印による訂正でないものは、有効とは認められない。

なお、訂正したものが貼付されている場合は、貼付したものの貼替え等のおそれがあることから、原則割印によるものとする。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(1)ニ

84. REFERENCE No. が脱落している場合

(問)特恵原産地証明書にREFERENCE No. の記載がないが、有効な原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。ただし、発給機関の印が押印され、他に不備がない場合には、首席原産地調査 官等に相談。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(1)ロ

(第4欄)

85. 添付証明書の番号が記載されていない場合

(問) 自国関与基準を適用している貨物について、特恵原産地証明書第4欄に添付証明書(ANNEX) 番号が記載されていないが、特恵関税の適用は受けられるか。

【回答】 添付証明書(ANNEX)に特恵原産地証明書の番号が正しく記載されており、添付証明書(ANNEX)番号の記載の単純な脱落と認められる場合は、特恵関税の適用は受けられる。

(第7欄)

86. 記載品名に不備がある場合

- (問)特恵受益国のA国から日よけ(合成繊維製のもの)とテント(合成繊維製のもの)を輸入したい。 入手した特恵原産地証明書の品名はテントのみであるが、税番はどちらも第63.06項である。 日よけについて特恵関税の適用は認められるか。
- 【回答】記載品名以外の他の欄が正しく記載されており、取引関係書類にて輸入貨物との同一性が確認 できる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書に よる原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は、有効なものとして取り扱う。
- 【参考】特恵原産地証明書に日よけを含む梱包数や数量が記載されており、明らかな記載漏れであることが明白である場合は、申告貨物との同一性が確認できるので有効なものとして取り扱う。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(2)ハ

(第8欄)

87. 原産地基準表示が "Y"の場合

- (問)原産地基準表示が第8欄に"Y60%"となっているが認められるか。
- 【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効として取り扱う。
- 【理由】第8欄の記入方法は、
 - ①規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合:「P」を記入
 - ②規則第9条に掲げる条件を満たす場合:「W+HS4桁」を記入 となっている。
- 【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(2)二
- 【参考】輸出国に返送して訂正する場合は、事後発給の特恵原産地証明書となるため、輸入者は当初の特恵原産地証明書の(写)を保管して置くなど、必要な措置をとること。(暫定法基本通達8の2-5)

88. 原産地基準表示が "W" のみでHS番号が記載されていない場合

- (問) 原産地基準表示が第8欄に"W"のみであるが認められるか。
- 【回答】原則無効。ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効として取り扱う。
- 【理由】暫定規則第9条に該当する場合、第8欄は"W"と記載し、輸入される物品のHS番号を記載しなければならない。(例W38.24)これらのことにより貨物は原産品として認定されるが、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、有効な特恵原産地証明書として取り扱う。
- 【関係法令等】暫定法基本通達8の2-6(2)ニ

89. 記載税番と適用税番が相違している場合(その1)

- (問)特別特恵受益国であるA国産ジャケット(第61.03項)の輸入に際し、特恵原産地証明書第8欄が「W61.01」と記載されている。この場合、有効なものと認められるか。
- 【回答】原則無効。ただし、特恵原産地証明書第8欄の記載税番及び輸入申告時の適用税番に属する物品の、いずれもが暫定規則別表中欄に該当する物品であり、かつ同表下欄の「原産品としての資格を与えるための条件」についても同じであるため、特恵原産地証明書は有効なものと認められる。
- 【理由】記載税番と適用税番が相違している場合は、原則無効とし、輸入者が資料に基づいて原産品であると明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。)は有効として取り扱う。ただし、特恵原産地証明書に異なる税番が記載されたことについて理由を聴取のうえ、以下に該当する場合には当該特恵原産地証明書は有効と認められる。
 - 1. 相違が HS のバージョンの違いに起因する場合 2.
 - (イ) 記載税番に属する物品と適用税番に属する物品のいずれもが、規則別表の中欄に掲げられており、かつ、同表の下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、当該条件が非原産品割合により規定されている場合には、当該輸入物品の原材料のうち当該輸入物品を生産した国又は地域以外の国又は地域(当該輸入物品が累積原産品である場合には、令第26条第3項に規定する東南アジア諸国を除く。)において生産されたものの属する税番(2以上の税番にわたる場合を含む。)が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。
 - (ロ) 当該輸入物品の通常の製造方法から推定される当該輸入物品の原材料の税番が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なり、かつ、当該輸入物品の適用税番に属する物品及び記載税番に属する物品のいずれもが規則別表の中欄に掲げる物品に該当しない場合。
 - (ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の場合であつて、当該輸入物品に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由*があると認められ、かつ、当該物品の適用税番に属する物品の原産地基準(規則別表の下欄に掲げる加工又は製造に係る条件等をいう。)からみて、当該物品が当該特恵原産地証明書を発給した国の原産品と認められるとき。
 - *「相当の理由」の例:

輸入者が輸出者に対して契約の際に適用税番で特恵原産地証明書を取得するよう要求して いたが、発給機関の事情で記載税番が異なった場合等

90. 記載税番と適用税番が相違している場合(その2)

- (問) 特恵受益国のA国から輸入されるCDラックについて、特恵原産地証明書の記載税番は「W94・03」であるが、当該貨物は備え付けの家具には該当しないことから、第44.20項に分類されるものである。特恵関税の適用は認められるか。
- 【回答】原則無効。ただし、適用税番の品目別規則を満たしていることが確認できれば認められる。
- 【理由】記載税番である第94.03項と適用税番である第44.20項は、いずれも規則別表の中欄に掲げる物品であるが、同別表の下欄に掲げる製造条件が異なる(いずれの物品も生産された物品と異なる項に属する物品からの製造が条件として掲げられているが、第94.03項の物品には、適用税番である第44.20項の物品を原材料として製造されたものも含まれることとなり、第44.20項の物品の製造条件と同一であるとは言えない。)ことから、問89理由中の2.(イ)には該当しない。なお、記載税番と適用税番が相違していることについて、相当の理由があると認められる場合(例えば、輸入者が輸出者に対して契約の際に適用税番で特恵原産地証明書を取得するよう要求していたが、発給機関の事情で記載税番となった場合等)は、問89理由中の2.(ハ)の規定に基づき取り扱うこととなる。
 - この場合、製造条件を満たしていることを疎明する資料(例えば、原材料証明書、製造工程表等)が提出され、原産品と認められるときは、当該特恵原産地証明書は有効と認められる。

9 1. 包装用資材に非原産材料を使用した場合の特恵原産地証明書の原産地基準表示

- (問)輸入貨物自体は特恵受益国の完全生産品であるが、当該貨物の包装用資材(ビニル袋等)に非原産材料が使用されている場合、特恵原産地証明書の第8欄(原産地基準)の表示(「P」又は「Wと税番」)はどのようになるのか。
- 【回答】当該輸入貨物については、非原産国の包装用資材を使用しており、暫定規則第8条に規定する 完全生産品には当たらない。
- したがって、当該輸入貨物に係る特恵原産地証明書の第8欄の表示は、「Wと税番」となる。 【参考】本事例において、第8欄の記載が「P」であったとしても、そのことをもってして当該特恵原 産地証明書を無効とするものではないので留意すること。

(第9欄)

92. バラ積み貨物 (バルク貨物) の数量が合致しない場合

(問) バラ積み貨物(パーム油)を輸入する。特恵原産地証明書とインボイスの数量は合致しているが、 検量の結果、実質数量が2.5%増となった。

このような場合、全量について特恵関税の適用は認められるか。

【回答】本件数量相違については、商習慣及び貨物の特性により、数量の相違に特段の事情がある場合 または輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関 する事前教示を取得している場合を含む。)は、有効と認められる。

93. 数量相違

- (問) 粘着テープを輸入する。特恵原産地証明書の記載数量は、「40CTN 12,000BAG」であるが、実際の輸入数量は「54C T・16,200BAGS」である。当初インボイスに基づいて特恵原産地証明書を取得したが、荷主の都合によりインボイスの差し替えがされたため実際の輸入数量が特恵原産地証明書 A 記載数量を超えている。当該増加分についても原産品であることを明らかにすることができる場合には、特恵税率を適用することは可能か。
- 【回答】本件については、当初インボイスに基づき特恵原産地証明書を取得したものの、実際の船積みの際に、数量を増加し、その数量にあわせてインボイスを差替えたことにより当該貨物が数量相違となったものである。したがって、本件特恵原産地証明書は有効であり、40C/T 12,000BAGについてのみ、特恵税率の適用は認められるが、増加分については、特恵税率の適用は認められない。

(第10欄)

94. インボイスの日付が脱落している場合

- (問) 特恵原産地証明書の第10欄にインボイス番号は記載されているが、インボイスの日付は脱落している。有効なものと認められるか。
- 【回答】日付以外の他の欄が正しく記載されており、輸入貨物との同一性が確認できる場合又は輸入者 が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示 を取得している場合を含む。)は有効として取り扱う。

(第11欄)

95. 署名権者の署名が脱落している場合

- (問)特恵原産地証明書の第11欄に署名権者の署名が脱落しているが、有効なものと認められるか。
- 【回答】当該特恵原産地証明書の印影及びその他の記載事項に不備がなければ、有効なものとして認められる。

96. 発給日が記載されていない場合

(問) 特恵原産地証明書の発給日が記載されていないが有効なものと認められるか。

【回答】認められない。

【関係法令等】暫定令第27条及び同令第29条

X. その他

97. 特惠原產地証明書提出省略物品

(問)特恵原産地証明書の提出が不要とされた品目(税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品)を輸入する際に、特恵原産地証明書を取得していたので同申告書に添付して申告したが、差し支えないか。

【回答】差し支えない。なお、本取扱いに該当する輸入申告等に際しては、当該証明書を返却すること としている。

98. 自国関与品に係るものが、「原産地が明らかであると認めた物品」の場合

(問)日本から輸出した資材を材料として特恵受益国で製造したものを輸入する。原産品と認められるためには、自国関与制度を適用する必要があるが、当該物品は原産地が明らかであると認めた物品に該当するので、特恵原産地証明書及び ANNEX の提出は不要か。

【回答】自国関与品に係るものは、原産地が明らかであると認めた物品の取り扱いの対象から除かれているため、特恵原産地証明書の提出は必要。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-4

99. 代替品に係る特恵原産地証明書

(問)特恵受益国であるA国から特恵関税の適用を受け輸入したスポーツ用ライフルの一部に不良品があり、A国のメーカーに返送して修理することとしていたが、修理に時間を要し、納期の問題があることから、代替品を輸入することとなった。この場合、新たな特恵原産地証明書を取得しなくても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】代替品がA国から輸出される際に改めて発給された特恵原産地証明書が必要となる。

【関係法令等】暫定令第27条第4項

100. クレーム品に係る特恵原産地証明書

(問)繊維製品を輸入し、保税地域において検品したところ、色違いであったためクレームの対象となり、これを返送して染色をやり直させることとなった。これらの物品が改めて到着し輸入申告を行う場合、現在手元に到着している特恵原産地証明書をそのまま使用することは認められるか。

【回答】認められない。

【理由】当該物品は、染色をやり直した後、改めて当該特恵受益国から輸出されることになるので、その際に発給された特恵原産地証明書でなければ有効なものとは認められない。

したがって、現在手元にある特恵原産地証明書は使用できない。

【関係法令等】暫定令第27条第4項

101. 契約数量の不足分が別便で送付されてきた場合の特恵原産地証明書

(問) 当初申告の際に、インボイスの数量よりも到着数量が不足していたが、不足分は別便にて後日送られてきた。当初便で到着した貨物の特恵原産地証明書で、後便の不足分についても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書は輸出の際に、輸出者の申請に基づいて発給されたものでなければ特恵関税 の適用は受けられない。

したがって、不足分とはいえ、別便で輸出された貨物に、当初申告に使用した特恵原産地証明書を利用することはできない。

【関係法令等】暫定令第27条第4項

102. ショート通関後に到着済が判明した場合

(問) 木製の大型フォークとナイフ(第44.19項)を輸入しようとしたところ、一部がショートシップであった。やむを得ず現在到着済の貨物について特恵原産地証明書を提出して特恵関税の適用を受けた。ところが、ショート分の貨物は保税運送で他の港に誤送されていた。特恵原産地証明書はすでに提出済であり、このショート分の貨物の輸入申告時に添付できないが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】誤送された貨物が同一インボイスの貨物であることが確認できれば認められる。

【理由】ショート分の貨物が前に通関した貨物と同一インボイスによるものであり、本来ならば同時に輸入されるべきものであることが確認できれば、特恵関税の適用は認められる。この場合、税関は輸入者の申請を受けて特恵原産地証明書のオーソライズド・コピーを発行し、輸入者は輸入申告に当該コピーを添付しておくこと。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-10

103. 輸入申告 (IC) と蔵入承認 (IS) の同時申告

(問) 1通の特恵原産地証明書記載貨物の一部について特恵関税の適用を受けて輸入申告し、残り は蔵入れしたい。輸入申告と蔵入承認を同時に行いたいが、蔵入貨物についても特恵関税の適 用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特恵原産地証明書記載貨物に蔵入貨物も含まれていれば、特恵関税の適用は受けられる。この場合の申告等は1通の特恵原産地証明書に記載された貨物を分割して行うこととなるので、当該特恵原産地証明書は暫定法基本通達8の2-10に準じて取り扱うこととなる。

【関係法令等】暫定法基本通達8の2-10

104. 保税転売貨物に係る特恵関税の適用

(問) 1 B / L でコンテナ2本の貨物を輸入するが、その内の1本を保税転売して転売先の会社名で申告したい。特恵原産地証明書は1部しかないが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】輸出される際に当該貨物に対して発給されているので、特恵原産地証明書は有効であり、通常の特恵原産地証明書分割の手続きにより、どちらの申告とも特恵関税の適用は受けられる。

また、保税転売に係る書類を提出し確認することを要する。

【関係法令等】暫定令第27条、暫定法基本通達8の2-10

105. 事後確認(その1)

(問)税関の原産地調査官から「原産品であることの確認に係る質問書」が送付されてきたが、これは何か。

【回答】原産地担当部門において、特恵税率を適用して輸入申告された貨物について、関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後に申告貨物の原産性に係る確認 (「事後確認」) を実施している。当該質問書は、事後確認のため、税関から輸入者に送付したものであり、内容を確認の上、回答書等所定のものを郵送等にて返送願いたい。

また、上記事後確認とは別に、各税関輸入事後調査担当部門においては、特恵税率の適用を含めた輸入貨物に係る納税申告全般に係る事後的な確認(実地調査)を実施している。

【関係法令等】暫定法第8条の4第1項

106. 事後確認(その2)

- (問)輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が輸入者の手元にない場合には、特恵税率の適用は否認されるのか。
- 【回答】輸入者の手元に資料がない場合、直ちに特恵税率の適用が否認されることはない。輸出者等に依頼し、貨物の原産性に関する情報を入手し、それを元に税関への回答を作成願いたい。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、質問書記載の連絡先まで相談願いたい。その場合には、税関から輸出者等に対して事後確認を実施することがある。

【関係法令等】暫定法第8条の4第1項、第5項

107. 事後確認(その3)

- (問) 当社は、輸入申告時に特恵原産地証明書を提出しており、貨物の原産性を既に証明していると考えるが、如何か。
- 【回答】相手国の発給機関において十分に原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して特 恵原産地証明書が発給される事案や、更には偽造された特恵原産地証明書が税関に提出される事 案が発生しており、特恵税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、特恵原産地証明書を提 出した場合であっても事後確認を実施する場合がある。

【 参 考 】

特恵関係様式

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

一般特恵制度原産地証明書

原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書

累積加工・製造証明書

ろうけつ染めした綿織物に関する証明書

説 明 [特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書]

〈提出を要する場合〉

やむを得ない理由(震災、風水害等)により輸入申告の際に一般特恵制度原産地証明書(以下「原産地証明書」という。)を提出できないことについて税関長の承認を受けようとする場合に提出する必要があります。(令第28条)。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し2通(原本、承認用)提出します(基通8の2-9)。

〈様 式〉

税関様式 P第8200号

〈記載上の注意事項〉

原産地証明書を提出できない理由をできるだけ詳しく記載してください。場合によっては提出できない理由を証明する書類が必要とされます。

原産地証明書の発給及び本邦へ送付するために要する妥当な期間を想定して記載します。なお、原則として2か月を超えることはできません(基通8の2-9)。

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者 住所

氏名又は名称

関税暫定措置法施行令第28条に規定する原産地証明書について、同条ただし書

その提出の猶予をお願いします。

記

原 産 地	
輸出者名	
記号・番号	
品名	
個数・数量	
申請理由	
提出期限	

(注) 申請文中 { } 内については、該当しない方を二本線で抹消して下さい。

(規格A4)

説 明「一般特恵制度原産地証明書]

〈提出を要する場合〉

特恵受益国を原産地とする物品を特恵関税で輸入しようとする者は、輸入申告の際に 提出する必要があります(令第27条、第28条)。

[適用除外]

次に掲げる物品については、本証明書を提出する必要はありません。

- ①税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
- ②課税価格の総額が20万円以下の物品(①に掲げる物品に該当するものを除きます。)
- ③特例申告に係る指定貨物である物品(①及び②に掲げる物品に該当するものを除きます。)

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通(原本)提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8210号

〈添付書類〉

- ① 輸入物品が自国関与扱いを受ける場合には、一般特恵制度原産地証明書(以下「原産地証明書」といいます。)に記載された物品の製造に使用された日本からの輸入原料に関する証明書(以下「添付書類」といいます。)を原産地証明書に添付する必要があります(令第30条)。
- ② 輸入物品が非原産国を経由して本邦に運送され、非原産国で積替え又は一時蔵置若 しくは博覧会等への出品が行われている場合は、次のいずれかの書類を提出する必要 があります(令第31条)。
 - (イ) 当該物品の原産地である特恵受益国からの日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券
 - (ロ) 積替え又は一時蔵置若しくは博覧会等への出品がなされた非原産国の税関その他 権限を有する官公署が発給した証明書
 - (ハ) (イ) 及び(ロ) 以外の書類で税関長が適当と認めるもの
- ③ 累積原産地制度の扱いを受ける場合には、累積加工・製造証明書を添付します。

〈記載上の注意事項〉

- (イ) 原産地証明書にかかる輸入物品の原産国から日本までの輸送手段及び経路について判明している限り記載します。特に、運送上の理由から非原産国で積替え又は 一時蔵置が行われている場合は、積替地等及び積替え等が行われている旨を記載 します。
- (ロ) 自国関与扱いを受ける場合は、添付書類の番号を記載します。
- (ハ) 累積原産地制度の適用を受ける場合は、累積加工・製造証明書の番号を記載します。
- (二) 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合は、「DUPULICATE」 若しくは「DUPULICATA」と表示する等再発給されていることを明示します。
- (木) 「8.原産地基準 (Origin Criterion)」欄には、暫定規則第8条及び第9条に基づき次の要領により記載します。

特恵受益国における生産の状態	第8欄の記入方法
 暫定規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合 暫定規則第9条各号に掲げる条件に該当する場合 	「P」と記入する。 (例)"P" 「W」と記入し、かつ、輸入される物品のH S品目番号も記入する。 (例)"W"9618

発給機関によって押印及び署名がなされ、発給年月日及び発給地が記載されます。

発給機関は、原則として輸出国である受益国の税関とされていますが、商工会議所等税関以外の機関が発給機関となる場合は、税関長が適当と認める機関である必要があります。

発給年月日は、原産地証明書が輸出の際に発給されているかどうか、有効期間(通常 1年以内)が経過していないかどうかを判断する意味を持つので、明瞭に記載しなければなりません。

別紙様式第1

777/12/12/-		→ <i>L</i> \						
1. 輸出者	(氏名、住所及び	国名)	番号		6 П.4	+ + + + 1 +		
			一般特恵制度					
			原産地証明書					
2. 輸入者	(氏名、住所及び	国名)	(申告及び証明兼用)					
					様	式 A		
					1.4.4	•		
					発給国			
りがそのゴ	こでになった《本山日	している限り記入すること。)	4 /	、用欄				
3. 軸送の寸	P-技及い 产品 (刊明	している限り記入りること。)	4. 2	ふ川 惻				
5. 項目 (番号	 包装の記号及び番号 	7. 包装の個数及び種類並びに	こ品名		8. 原産地基準	9. 総重量又は	10. 仕入書の	
金万	い金ଟ					その他の数量	番号及び日付	
11 ⇒====			10	±Δ 111	0 th th			
11. 証明 監督	圣の結果、輸出者 に	よる申告は正確であること	12.		の申告 の者は、上記の記	!載内容が正確でお) b .	
	を証明する。			下記の者は、上記の記載内容が正確であり、 すべての物品が				
			(国 名)					
			おいて生産され、かつ、当該物品が下記輸入 国における一般特恵制度の原産地基準に合致す					
					ける一般特思制度 であることを申告		1 刄 9	
				-	/ _	-		
					(輸入国)			
					,			
作成地	也、作成年月日、署	名及び証明機関印		作成地	、作成年月日及び	署名権限ある者の)署名	

- 備考 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙(大きさが縦297ミリメートル、横 210ミリメートル (日本工業規格 A 列 4番) のものに限る。) で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施した ものとする。 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Certificate of Origin

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) 2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)	Reference No GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM A					
3. Means of transport and route(as far as known)	Issued in (country) See Notes overleaf 4. For official use					
5. Item number of packages 7. Number and kind of packages of goods	substitution (See Notes overleaf) 8. Origin criterion (See Notes overleaf) 9. Gross weight or other quantity 10. Number and date of invoices					
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.	I2. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced In (country) and that they comply with the origin requirements specified					
Place and date, signature and stamp of certifying authority	for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to (importing country) Place and date, signature of authorized signatory					

説 明 [原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書]

〈提出を要する場合〉

輸入物品が自国関与扱いを受ける場合は一般特恵制度原産地証明書(以下「原産地証明書」といいます。)に添付して提出する必要があります(令第30条、基通8の2-1)。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通(原本)提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8220号

〈記載上の注意事項〉

Ref. No. (例 SM-2998) は、原産地証明書の「4. For official use」欄にも記載します。

品名及び数量は、原産地証明書に記載されているものと同じ品名及び数量を記載します(基通8の2-12)。

発給機関は、原産地証明書の発給機関と一致しなければなりません(令第30条)。

別紙様式第2

原産地証明書	の添付書類			番	号		
				の生産に使用さ 明書 (原産地証)
			発絲	3国			
輸	出物	品		日本から	輸入された』	原料	
口口	名	数	量	пп	名	数	量
証 明				輸出者の申告			
	:果、輸出者() あることを			下名の者は、が正確である。			
作成地、作成年	月日、署名及び証明	月機関印		作成地、作成年月日及	び署名権限のある	る者の署名	

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙(大きさが縦297ミリメートル、 横 210 メートル (日本工業規格 A 列 4 番) のものに限る。) とする。 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Certificate of materials imported from Japan

Annex to Certificate of Origin		Ket.	No	
WHICH WERE USED I	S IMPORTED FROM JAPAN URE OF THE GOODS DESCE GIN (Ref. No)			
]	ssued in(country)		
Export Goods		Materials importe from Japan	ed	
Description	Quantity	Description	Quantity	
Certification It is hereby certified, on the becontrol carried out, that the d by the exporter is correct.		Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above detailed are correct.		
Place and date, signature and of certifying authority	stamp	Place and date, signature or signatory	f authorized	

説 明 [累積加工・製造証明書]

〈提出を要する場合〉

暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国の累積原産品について特恵関税の適用を受けようとする場合は一般特恵制度原産地証明書(以下「原産地証明書」といいます。)に添付して提出する必要があります。(令第30条、基通8の2-1)。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通(原本)提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8230号

〈記載上の注意事項〉

Ref. No. (例 CW/O11) は、原産地証明書の「4. For official use」欄にも記載します。

「原材料」欄には、暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国を記載します。

「製品」欄には、上記に記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額を記載します(基通8の2-13)。

発給機関は、当該累積原産品の原産地証明書の発給機関と一致している必要があります(令第30条)。

另	別紙様式第3									
	原産地証	正明書の湖	系付書類			番 号				
累積加工・製造証明書(原産						崔地証明	書 番号 <u></u>		_)	
	発給国									
		原	材	料			製		品	
	生産国	品	名	数量	価額	生産国	П	名	数量	価額
	証 明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。					<u> </u>	上記の記ことを申告		44	
	作成地、作成年月日、署名及び証明機関印					作成地、	、作成年月日》	及び署名権限の	うある者の	署名
	ル、	横 210 ミ		日本工業	規格A列	4番) のもの	ある上質紙()に限る。) と	大きさが縦 2 する。	97 ミリメ	-

Annex to Certificate of Origin							
					Ref. No		
	CUMULAT	IVE WOR	KING/P	ROCESSIN	G CERTIFIC	EATE	
	(Re	ef. No. of C	ertificat	e of Origin_)		
			Issu	ed in			
				((country)		
]	Products (Ma	terials)			Product	ts	
Producing country	Description	Quantity	Value	Producing country	Description	Quantity	Value
Certification				Declaration	l n by the expo	rter	
It is hereby certificated, on the basis of control carried out, that the declaration							
	orter is correc		11401011	ciiat tiic as	rove details a	re correct.	
Place and Issuing au	date, signatu	are and sta	amp of	Place and signatory	date, signatu	ure of auth	norized

Notes:

- 1. The paper used for the Certificate should be of good quality weighting not less than 25 grammes per square metre and measure $210\times287\text{mm}$.
- 2. The Certificate may be made out in English or French.

説 明 [ろうけつ染めした綿織物に関する証明書]

〈提出を要する場合〉

関税率表第5208.51号から第5208.59号まで、第5209.51号から第5209.59号まで、第5210.51号から第5210.59号まで、第5211.51号から第5211.59号まで、第5212.15号及び第5212.25号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)を輸入しようとする場合に提出する必要があります(基通8の2-1(1)へ)。

〈様 式〉

税関様式 P第8240号

一般特恵関税制度(GSP)における 税関以外の原産地証明書発給機関

一般特恵関税制度(GSP)における税関以外の原産地証明書発給機関

- GSPにおいては、税関以外の機関が原産地証明書を発給する場合には、当該機関は、原産地証明書の発給につき権限を有するその他 の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認める機関である必要があります(関税暫定措置法施行令第27条第4 項)。
- 以下のリストに掲載されている発給機関はいずれも、我が国に事前通知がなされた税関以外の発給機関であり、税関長が適当と認める機 関となります。
- なお、原産地証明書の発給機関名が掲載されている発給機関名と異なる場合や、掲載されていない場合には、輸出者に事実関係(発給機 関からの通知漏れでないかどうか等)を確認の上、必要に応じ、原産地調査官にお問い合わせください。

国又は地域名	令和5年1月12日現在 発給機関名
四人16地域有	Ministry of Economy, State Service of Antimonopoly Policy and Protection of Consumers Rights
アゼルバイジャン	State Service for Antimonopoly and Consumer Market Control under the Ministry of Economy of
マコギーフタン	the Republic of Azerbaijan
アフガニスタン アルジェリア	Afghanistan Chamber of Commerce and Investment (ACCI)
アルンエリア	Chambre de Commerce et d' Industrie de'l Oranie Secretaria de Comercio Exterior
アルゼンチン	Subsecretaria de Comercio Exterior Subsecretaria de Comercio Exterior
	Secretaria de Industria, Economia del Conocimiento y Gestion Comercial Externa
アンゴラ	Ministerio do Comercio
イエメン	Chamber of Commerce and Industry
イラン	Chamber of Commerce, Industries, Mines & Agriculture
1)2	Chamber of Cooperatives
	Directorate General of Foreign Trade
	Export Inspection Council
	Ministry of Commerce & Industry, Govt. of India
インド	Marine Products Export Development Authority
	Noida Special Economic Zone
	Textiles Committee, Gov. of India
	Tobacco Board
インドネシア	Ministry of Trade
ウクライナ	The Ukrainian Chamber of Commerce and Industry
ウズベキスタン	Ministry for Foreign Economic Relations, Investments and Trade of the Republic of Uzbekistan Joint-stock Company "UZBEKEXPERTIZA"
	Agencia Ecuatoriana de Aseguramiento de la Calidad del Agro (AGROCALIDAD)
	Agencia de Regulacion y Control Hidrocarburifero (ARCH)
	Ministerio de Acuacultura y Pesca
	Ministerio de Acuacultura y Pesca Ministerio de Agricultura, Ganaderia, Acuacultura y Pesca (MAGAP)
エクアドル	Ministerio de Comercio Exterior
	Ministerio de Comercio Exterior E Inversiones
	MINISTERIO DE PRODUCCIÓN, COMERCIO EXTERIOR, INVERSIONES Y PESCA
	Ministerio de Industrias y Productividad
0:	General Organization For Exports & Imports Control
エジプト	(Ministry of Industry & Foreign Trade)
エルサルバドル	Banco Central de Reserva de El Salvador, Centro de Trámites de Importaciones y Exportaciones
	(CIEX El Salvador)
ガーナ	Ghana Chamber of Commerce and Industry
カザフスタン	National Chamber of Entrepreneurs of Kazakhstan
カンボジア	Ministry of Commerce
北マケドニア共和国	Economic Chamber of North Macedonia
キューバ	Camara de Comercio de la Republica de Cuba
キリバス	Ministry of Commerce, Industry and Cooperative
キルギス	The Chamber of Commerce and Industry of the Kyrgyz Republic
グアテマラ コスタリカ	Direccion de Administracion del Comercio Exterior, Ministerio de Economia
<u>コスタリカ</u> コロンビア	Foreign Trade Corporation of Costa Rica Ministerio de Comercio, Industria y Turismo
ジャマイカ	Trade Board Limited
ジョージア	Chamber of Commerce and Industry of the Autonomous Republic of Adjara
スーダン	Union of Chamber of Commerce
スリランカ	Department of Commerce
セネガル	Agence Senegalaise de Promotion des Exportations (ASEPEX)
セルビア	Chamber of Commerce and Industry of Serbia
タジキスタン	Chamber of Commerce and Industry of the Republic of Tajikistan
	Office de Réglementation de la Commercialisation et du Contrôle du Conditionnement des Produits
中央アフリカ	Agricoles
	Chamber of Commerce
	Chamber of Industry
トルコ	Chamber of Commerce and Industry
	Turkish Exporters Assembly (TIM)
	Union of Tradesmen and Craftsmen Chambers
ニカラグア	Centro de Tramites de las Exportaciones (CETREX)

国又は地域名	発給機関名					
ハイチ	Ministere du Commerce et de l'Industrie					
パキスタン	Trade Development Authority of Pakistan (TDAP)					
パキスタン パプアニューギニア	Department of Foreign Affairs and Trade					
パラグアイ	Ministerio de Industria y Comercio					
N 30 7 1	Paraguayan Chamber of Cereal and Oily Exporters (CAPECO)					
バングラデシュ	Export Promotion Bureau					
ハングラテシュ	Bangladesh Jute Mills Corporation					
東ティモール	National Directorate of External Commerce, Cabinet General Directorate of Commerce, Ministry of					
	Tourism, Commerce and Industry					
ブータン	Ministry of Economic Affairs					
ベトナム	Vietnam Chamber of Commerce and Industry					
ベトナム ベナン ベラルーシ ペルー ボスニア・ヘルツェゴビナ	Ministère de l'Industrie, du Commerce, des Pétites et Moyennes Entreprises					
ベラルーシ	Chamber of Commerce and Industry					
ペルー	Ministerio de Comercio Exterior y Turismo					
ボスニア・ヘルツェゴビナ	The Foreign Trade Chamber of Commerce Bosnia and Herzegovina					
ボリビア ホンジュラス	Servicio Nacional de Verificacion de Exportaciones (SENAVEX)					
ホンジュラス	Secretaria de Industria y Comercio					
マダガスカル	Chamber de Commerce et d'Industrie d'Antananarivo					
	Chambre de Commerce et d' Industrie de'Toamasina					
マラウイ	Malawi Confederation of Chambers of Commerce and Industry					
	Chamber of Commerce and Industry					
	Chamber of Commerce					
	Chamber of Trade & Industry					
南アフリカ共和国	Chamber of Business					
	Business Chamber					
	Chamber of Business and Turism					
	Greater Tzaneen Business Forum					
ミャンマー	Ministry of Commerce					
モーリシャス	Ministry of Industry, Commerce & Consumer Protection					
モルドバ	The Chamber of Commerce and Industry of the Republic of Moldova					
モンゴル	Mongolian National Chamber of Commerce and Industry					
ラオス	Ministry of Industry and Commerce					
ルワンダ	Ministere du Commerce, de l' Industrie et du Tourisme					
レバノン	Ministere de l' Industrie					

不備のある一般特恵 (GSP) 原産地証明書等の取扱い

<重要> 特恵税率の適用を受けようとする輸入申告の前に 必ずお読みください。

- 1 特恵税率を適用できるのは、経済連携協定及び関税関係法令(以下「経済連携協定等」という。)の規定に基づく原産品であって、経済連携協定等に基づき適正な証明手続が行われたものに限られます。課税価格の総額が20万円を超える貨物を輸入申告される際には、原産地証明書、原産地申告又は原産品申告書(以下「原産地証明書等」という。)の提出又は法令に基づく保存が必要です。
- 2 原産地証明書等については、経済連携協定等により記載事項等必要な要件が定められており、これらの要件を満たさない不備がある場合は、限られた場合を除き、特恵税率の適用は認められません。税関HP(原産地規則ポータル)の原産地証明書記載要領、「自己申告制度」利用の手引きのほか、以下の資料を参照の上、原産地証明書等の記載事項等に不備がないかどうか、輸入申告前に必ずご確認ください。
 - \bullet EPA

<u>「EPA原産地規則マニュアル」実務編 > Ⅰ 各協定共通 > 3.手続</u>的規定

●GSP

「一般特恵関税マニュアル」第3部 特恵関税実務事例編 > IX. 特恵原産地証明書の記載不備

- 3 原産地証明書等の記載事項等に不備があった場合でも、原産地証明書等の 真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについては、税関で軽微な 誤りと判断し、その原産地証明書等は有効として取り扱う場合もあります。
- 4 原産地証明書等における不備に対する考え方等については下記の「(参考)」 をご覧ください。この考え方等に基づき、「不備のある原産地証明書等の取扱 い」で税関における具体的な取扱いを示しています。
 - ●不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い
 - ●不備のある一般特恵(GSP)原産地証明書等の取扱い
- 5 原産地証明書等に「不備のある原産地証明書等の取扱い」に掲げられていない不備があり、その不備が生じた経緯、理由を確認の上、特段の事情がある場合には、事前に原産地調査官等へご相談ください。
- 6 輸入申告前に原産地証明書等に不備があることが判明し、原産地証明書等 を再取得等するために時間を要する場合で貨物の引取りを急ぐ場合は、原産 地証明書等の提出猶予を申し出たうえで、関税法第73条の規定による輸入許

可前引取制度(BP)をご利用ください。

7 通関審査や輸入者に対する事後確認により、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出締約国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による確認を行うことがあります。

(参考) 原産地証明書等における不備に対する考え方等

- (1)原産地証明書等に記載されている項目は、①原産地証明書等の真正性に係るもの、②申告貨物との同一性に係るもの、③貨物の原産性に係るものがあります。
 - ① 原産地証明書等の真正性に関する項目(印影、発給当局の署名等) これらの項目の不備については、原産地証明書等の真正性に直結するの で軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、 原産地証明書は無効として取り扱います。
 - ② 原産地証明書等の申告貨物との同一性に関する項目(輸出者名、輸入者 名、仕入書番号等)

これらの項目の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合、又は輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。

③ 原産地証明書等の貨物の原産性に関する項目(特恵基準(累積、僅少の 非原産材料を含む)、HS番号等)

これらの項目の不備については、原産地証明書等は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書等は原則無効として取り扱います。ただし、輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。

(2) 地域的な包括的経済連携協定(以下「RCEP協定」という。)に基づく 原産地証明書等において、「RCEP原産国」の記載の不備は貨物の原産性 の証明には直接影響しないところ、輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又は原産地証明書等の記載から「RCEP原産国」が自明の場合(例えば、RCEP協定第3・3条の完全生産品の場合)等、適用税率の決定に支障がない場合には、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。ただし、関税率の差異の対象となる原産品については「RCEP原産国」によって適用税率が異なる場合がある点にご留意ください。

- (3) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(1)②及び③において、輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱います。また、文書による事前教示で「RCEP原産国」についての回答を取得している場合には、上記(2)において輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱います。
- (4) 記載が任意とされている項目の脱落は、無効の要因とはなりません。

不備のある一般特恵(GSP)原産地証明書等の取扱い

別紙3

- 〇不備のある原産地証明書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。
- 〇原産地証明書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又は一般特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であっても一般特恵税率の適用が認められません。
- 〇「一般特恵関税マニュアル」第3部 特恵関税実務事例編もあわせて確認してください。

https://www.customs.go.jp/roo/origin/ippan.pdf

【原産地証明書】

令和5年7月1日現在

分野	記載項目	不備の内容		留意点
		明らかな印字の誤り	有効	
	全項目共通	英語、フランス語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
	13172	記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又 は書きかえられた原産地証明書	無効	
		規定された様式(FormA)ではない原産地証明書		2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に 相談してください。(2枚目に印影がある場合は有効。)
	様式	白地のもの、彩紋のないもの又は用紙規格が相違して いる原産地証明書		特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。 (エチオピアについては本表下部※参照)
		原本でない原産地証明書(「COPY」と記載されたもの 等)の提出		
原 産 地		印影の脱落	無効	署名の脱落は無効とはしない。 (エチオピアについては本表下部※参照)
証		印影が不鮮明]	必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
明書	発給機関の証明	発給年月日の脱落	1	
の		発給番号の脱落	1	特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してください。
真 正 性		有効期間が経過した原産地証明書		災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合 は有効。
	輸出者の申請	原産国、作成地の脱落	1	±&川-サ-4゚-カ-5ま」 マルフー 1, 4゚ロこ かかほ ヘルナーか
		申請日の脱落	1	輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
		輸出者の署名の脱落		
	その他	発給国の脱落	1 有効	
		発給の遅れ		通常の輸出手続に要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは有効。
	運送手段·経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違		
	*****	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落	1	
申告	輸出者・輸入者 の名称・住所等	輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない		ᄧᄀᄜᆥᆂᆂᄯᇆᄼᆇᄀᄯᄥᇈᄝᅟᄲᇬᅓᅑᆦᅎᅕᅩᄼᆁᄼᅟᄁ
貨物と		インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は 脱落(メーカーズインボイス番号の記載を含む)	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文書による原産地に関する事前教示を取得している
の 同	等	インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は 脱落	120	場合を含む。)に限る。 不備が生じた経緯、理由を確認の上、必要に応じて原産地調 査官等に相談してください。
性	数量又は総重量	数量又は総重量の相違又は脱落]	
	包装の個数、種 類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
貨物の	HS番号 (特恵基準がW の場合)	輸入申告における適用税番との相違	が資料に基づい て原産品である	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。 一般特恵関税マニュアル第3部特恵関税実務事例編 問89及び問90も参照してください。
原 産 性		脱落	書による原産地 に関する事前教	https://www.customs.go.jp/roo/origin/ippan.pdf#page=69
-	性 市甘淮	脱落	示を取得してい る場合を含	
	特恵基準 特恵符号の相違		む。)は有効。	

-※エチオピアの原産地証明書については、「LPCO ID」(原産地証明書の右下に記載)により、同国の専用HP(https://esw.et/esw-cbra/)にて真正性が確認出 来る場合、印影の有無及び用紙の色に関わらず有効。

【自国関与証明書/累積加工‧製造証明書】

Ī		証明書の添付漏れ	- 11	
	真 正	原産地証明書と異なる発給機関によって発給されたもの	無効	特段の事情がある場合は原産地調査官等に相談してくださ い。
	性	発給番号の相違又は脱落		原産地証明書に当該証明番号が記載されている等、つながり が確認できる場合に限る。